

# 令和3年度 自動車検査員研修 事業場研修資料

岐阜運輸支局



国土交通省中部運輸局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年度整備主任者(法令)・検査員研修については、コロナウイルス感染防止対策の観点から、令和3年度において、実施方法について通達が発出されました。

よって、岐阜運輸支局では実施要領を定め**令和3年度に限り**、会場で受講した検査員又は整備主任者が、各事業場において講師を務め各事業場の、検査員又は整備主任者に研修を実施できることとし、研修内容を記録保存し、報告することにより事業場内の検査員及び整備主任者についても法令研修を修了できる事としました。

検査員研修を受講した受講対象者は、事業場における**検査員研修及び整備主任者(法令)研修**の講師となれます。

整備主任者(法令)研修を受講した受講対象者は、事業場における**整備主任者(法令)研修**の講師となれます。

**なお、講師となれるのは会場受講者のみです。**

令和3年度自動車検査員・  
整備主任者研修資料【冊子】

令和3年度整備主任者  
法令研修（地域教材）  
【インターネット】



中部 P○○

中部教材（地域教材）

最近改正された法令・通達集  
（令和3年度版）【冊子】

令和3年度整備主任者  
研修法令研修（全国共通教材）  
【インターネット】



全国 P○○

全国教材

# 1. 中部教材 (地域教材)

# 事故ゼロを目指して！

## 大型車の輪脱落事故防止キャンペーンを実施

～大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WGの検討結果を受けて～

大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、令和2年11月1日から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

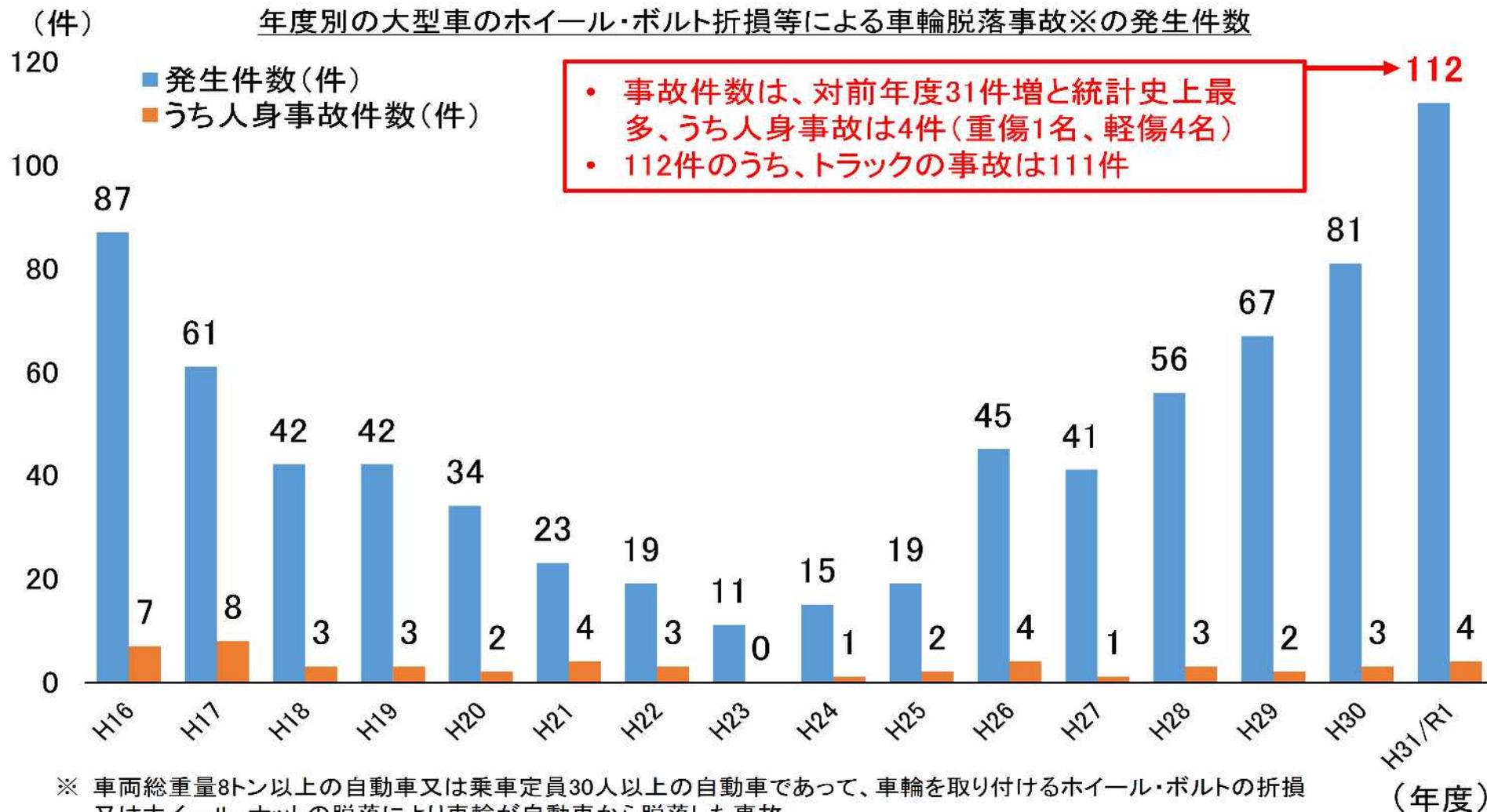


## 令和元年度の大型車の車輪脱落事故の発生状況

- ・ 発生件数は112件（昨年比31件増加）
- ・ 冬期（10月～2月）に多く発生
- ・ 特に東北地区で多く発生
- ・ 車輪脱着作業後1ヶ月以内に多く発生
- ・ タイヤ交換作業が集中する11月に交換した車両の事故が多い
- ・ 車輪脱落箇所は左後輪に集中

「大型車の車輪脱落事故防止対策に関する調査ワーキンググループ」の事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討による中間とりまとめ（令和2年10月16日）

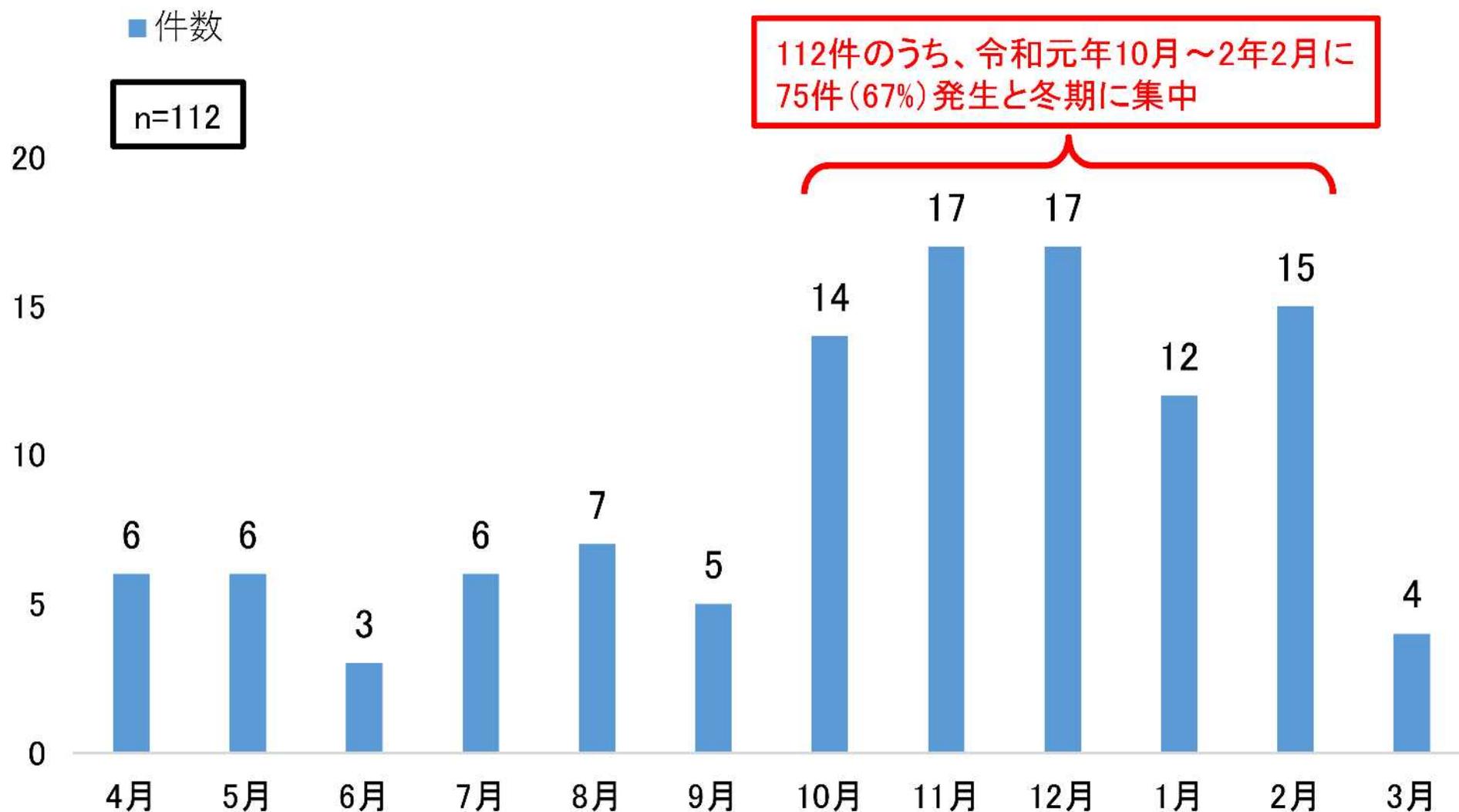
## 年度別の大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故 ※の発生件数



※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

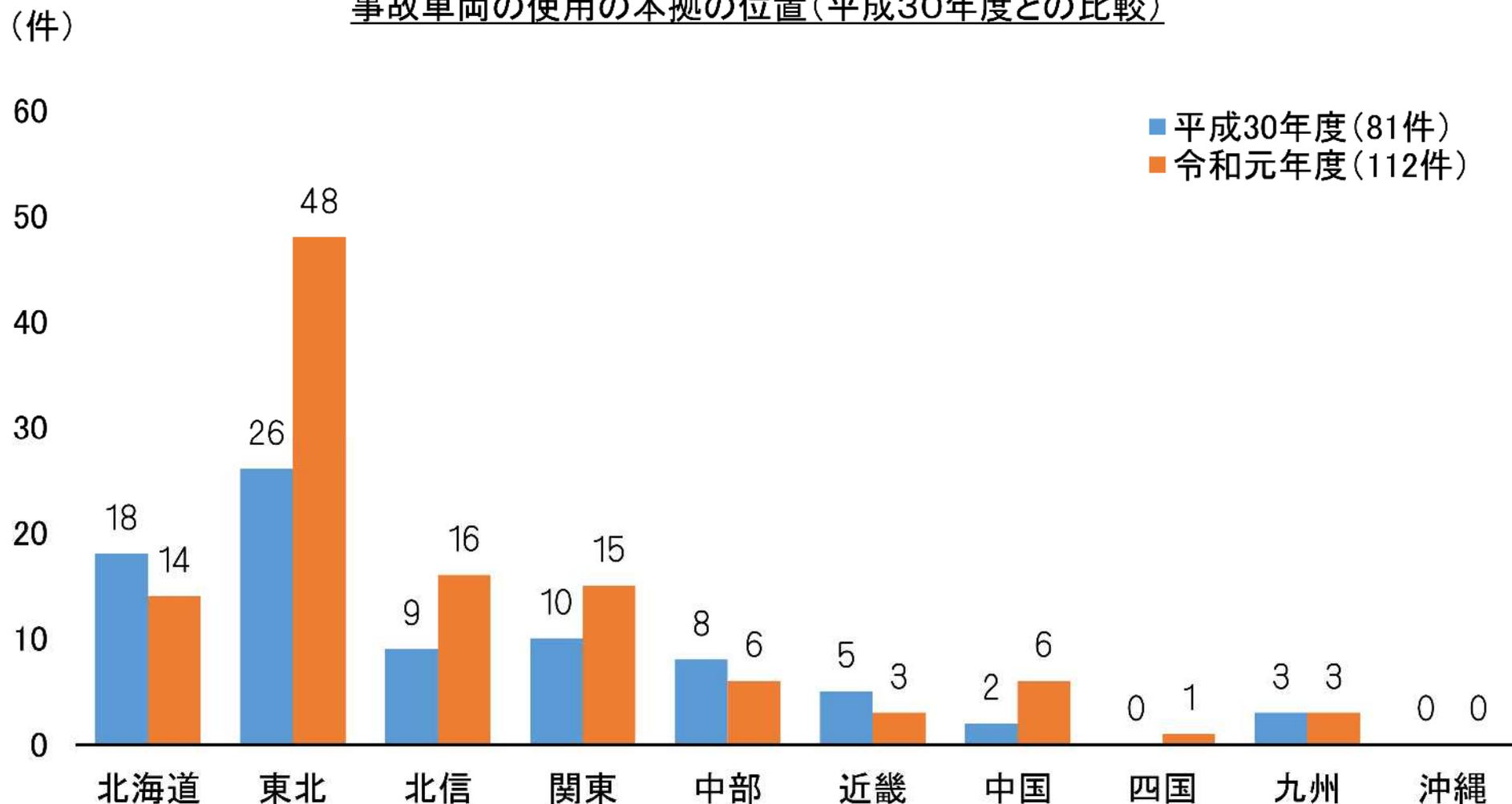
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## 車輪脱落事故発生月別

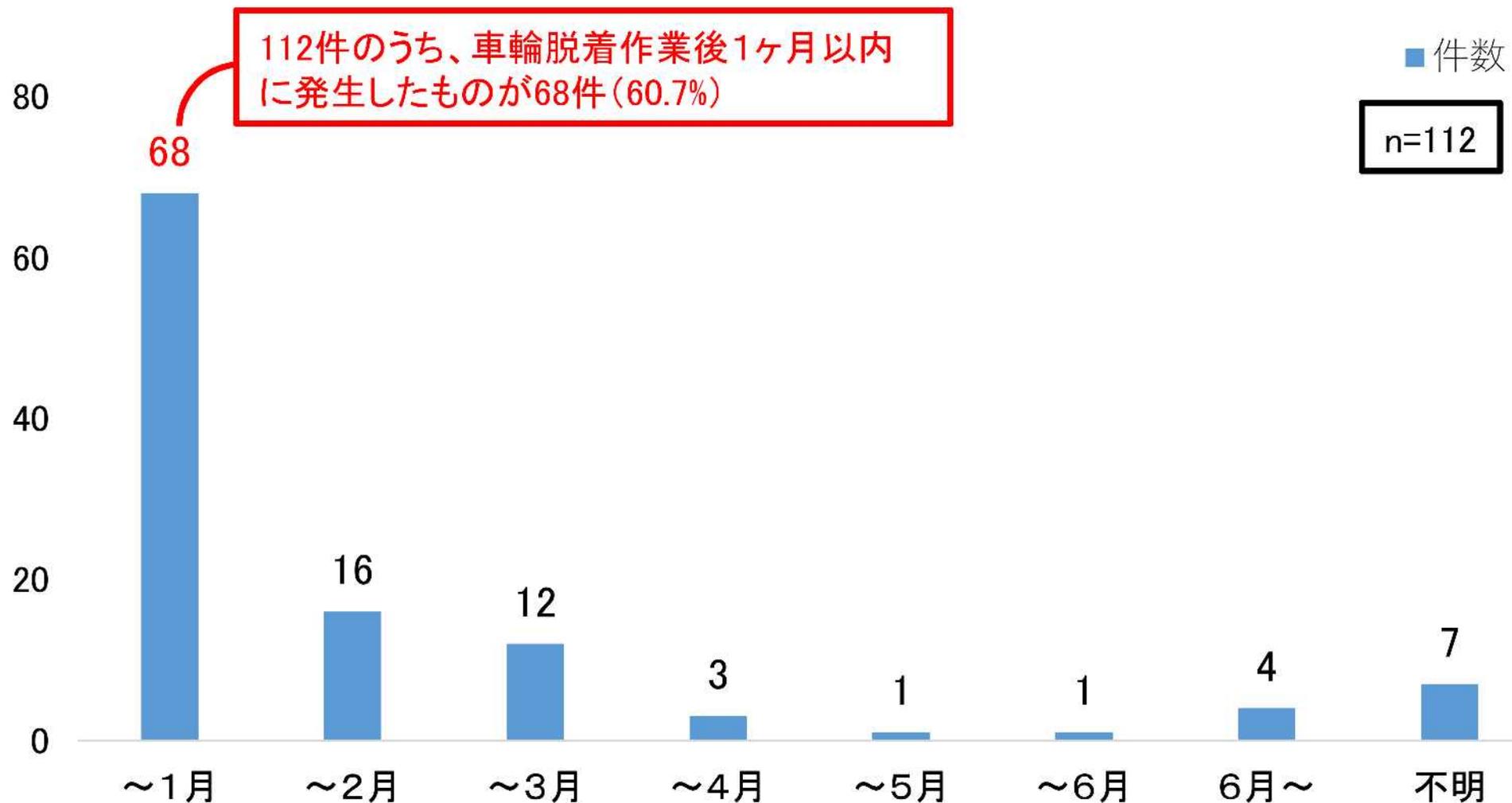


## 事故車両の使用の本拠の位置

事故車両の使用の本拠の位置（平成30年度との比較）

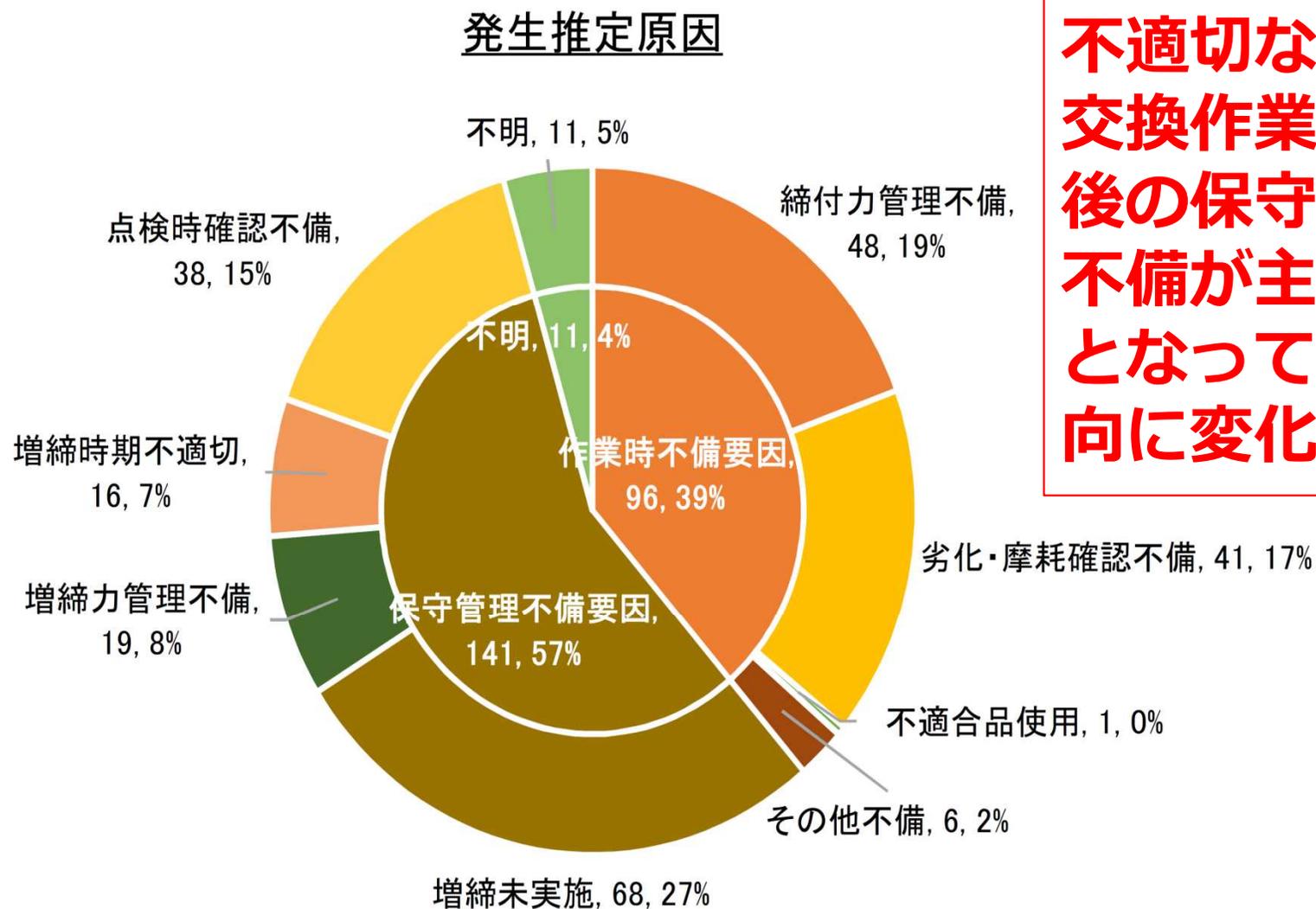


## 車輪脱着から脱落発生までの期間



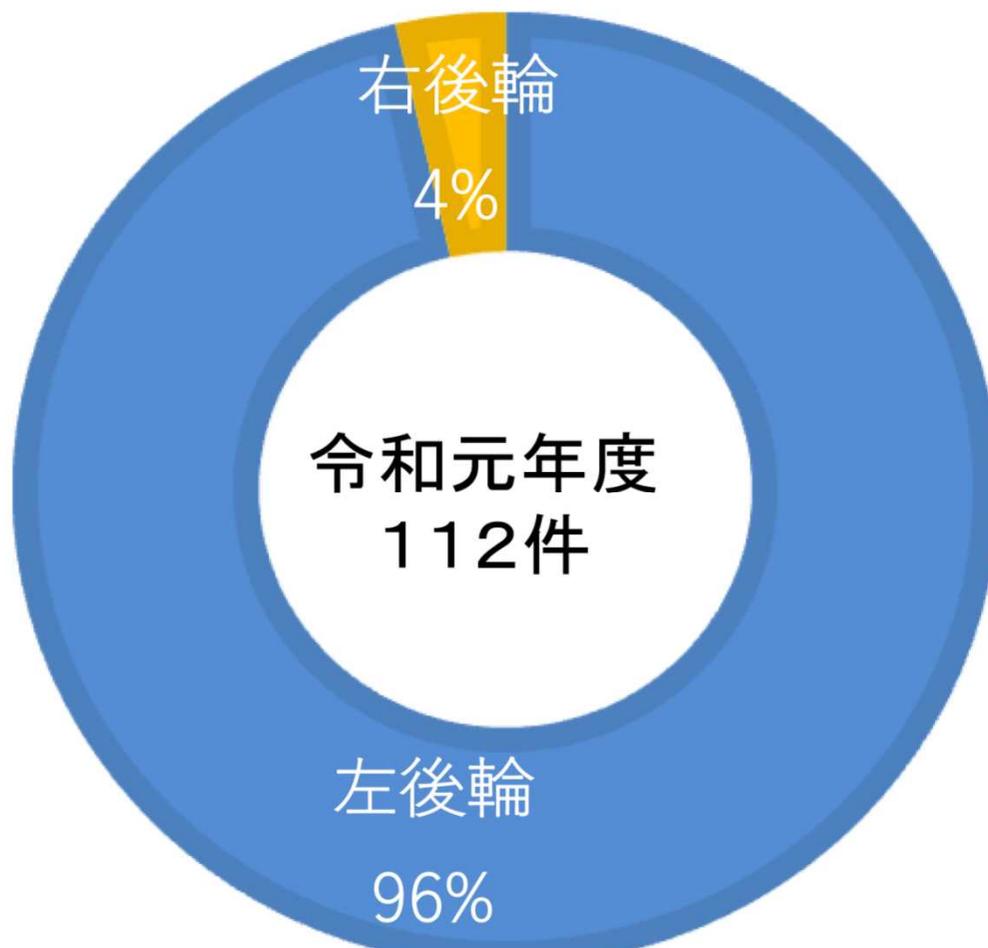
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## 発生推定原因



**【傾向】**  
不適切なタイヤ交換作業、交換後の保守管理の不備が主な要因となっている傾向に変化なし

## 脱落車輪の位置



### 【傾向】

左後輪の集中は、前年度と傾向変化なし

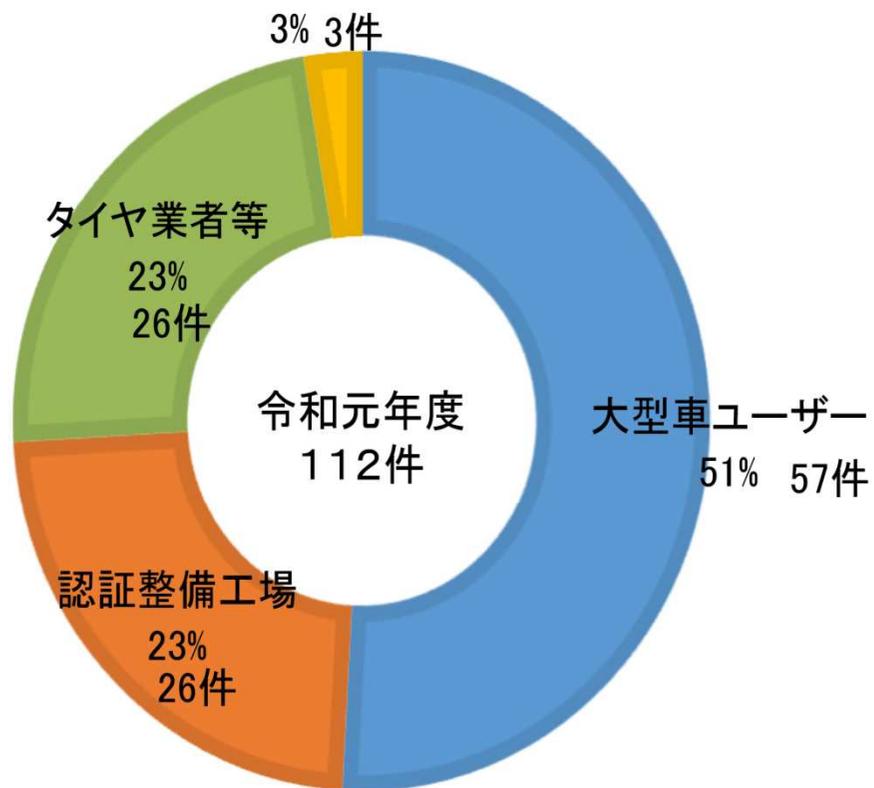
### 左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

左輪タイヤが多く脱落する原因については

- ・右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の加重が左輪に大きく働く。
- ・左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- ・道路は中心部が高く作られている場合が多い事から、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。

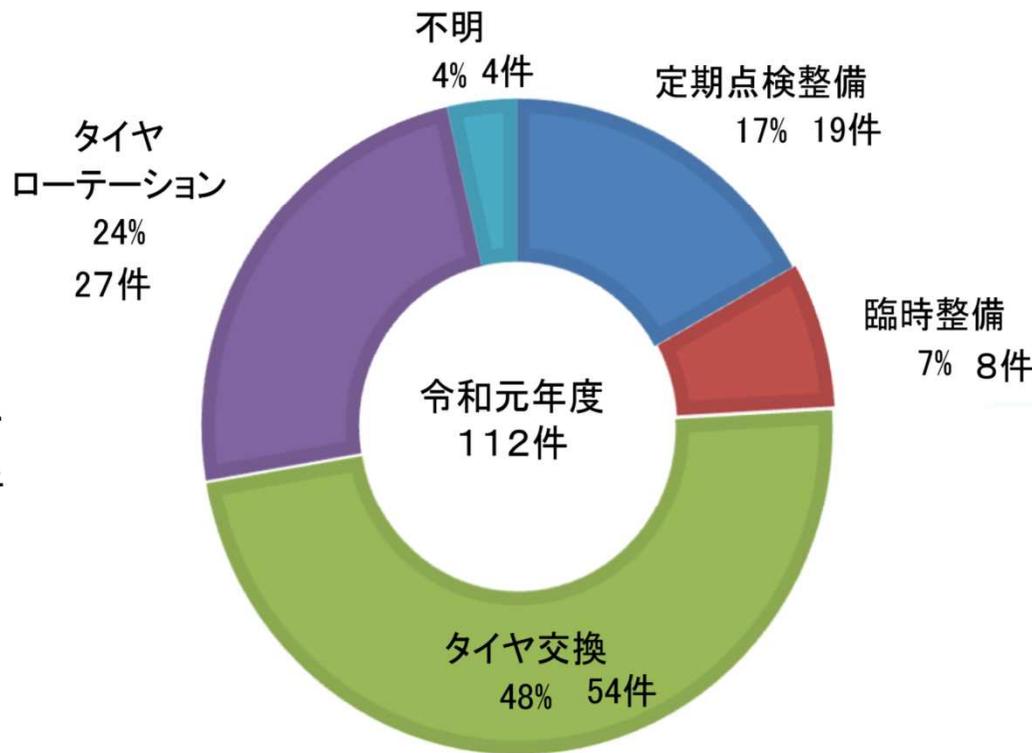
前輪は、ホイール・ボルト緩み等の以上が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気付きやすい。

## タイヤ脱着作業実施者別



**【傾向】**  
大型車ユーザーの交換が大半を占める傾向に、変化なし

## タイヤ脱着作業内容別



**【傾向】**  
冬用タイヤ交換等への交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

「大型車の車輪脱落事故防止対策に関する調査ワーキンググループ」の事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討による中間とりまとめ（令和2年10月16日）

大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」の早期かつ確実な実施を図るため、関係業界のもと、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【実施期間】令和2年11月1日～令和3年2月28日

【主な実施項目】

- ・ 運送事業者等に対する事故防止対策の周知・指導
- ・ 運送事業者による大型車の「ホイール・ナットの緩み」の総点検実施
- ・ 貨物運送事業者では、**タイヤ交換時の作業管理表**を使用した正しいタイヤ交換作業実施
- ・ トラックの**ホイール・ナットへのマーキング等の活用**を推進し、日常点検でのホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施

# 大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」

## 緊急対策での実施事項

### 【整備事業者】

- ①インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締付ける際は、締過ぎに注意し、**最後にトルクレンチ等を使用して必ず規定トルクで締付け。**
- ②ホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用の実施。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に実施。
- ③入庫する大型車のユーザーに対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントを周知。**特に、増し締め的重要性**や脱落の多い左後輪のタイヤについては徹底的に実施するよう啓発。
- ④**著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスクホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスクホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは交換が必要であることを使用者に理解してもらうよう努めること。**

## 大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」

## 緊急対策での実施事項

- ⑤ タイヤ交換事業者においても、大型車のタイヤ交換作業の際は、別紙1（地域P16、全国P74）の交換作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。また、ホイール・ナットへのマーキングの施工依頼があった場合には、これに協力すること。

## タイヤ交換作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
		ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		※ボルト穴に亀裂や損傷がないかを確認	



# 事故の恐ろしさを知って！大型車の車輪脱落事故 ～大型車の車輪脱落事故の危険性を知っていただくための啓発ビデオを公開しました～

「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の活動の一環として、**大型車の車輪脱落が死亡事故につながる危険性があることを啓発するビデオを、YouTube国交省公式アカウントに公開しました。**

〈安全啓発ビデオの公開ページへのリンク〉

URL:<https://youtu.be/BE6-rcq81C8>



① 時速 60km/h で走行しているトラックからタイヤを放出



③ 男性の体はタイヤに沿うように折れ曲がり、頭もタイヤに打ち付けられました。



60km/hで走行するトラックからタイヤを放出し30m先のベビーカーと男性モデルに衝突し男性とベビーカーは約4m飛ばされました。男性モデルは頭蓋骨骨折、3箇所以上の肋骨骨折、脊髓損傷、大腿骨骨折の傷害を負う結果となった。



# 大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

～ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入～

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年3月31日  
自動車局整備課

## 大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

～ ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入 ～

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

### 1. 改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実

## 改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実施方法を自動車使用者が用意に理解できるように定めた「**自動車の点検及び整備に関する手引き**」（平成19年国土交通省令告示第317号）を改正

### ① 日常点検の実施の方法

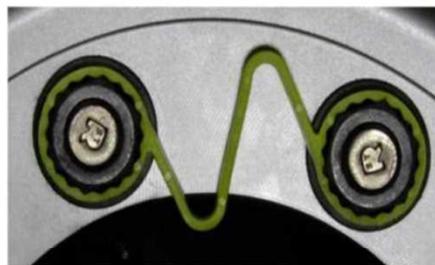
- ・ ホイールナットへの**マーキング**や**ホイールナットマーカー**を活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの**緩みの点検**の明確化

## 改正の概要

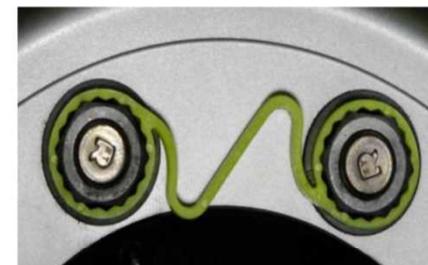
### ① 日常点検の実施の方法



ホイール・ナットへのマーキング例



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

ホイールナットマーカの装着例

(ホイール・ナット回転指示インジケータ（ISO方式）装着の場合)

ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検の場合のみ代用可。ただしホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意

## 1. 改正の概要

### ② 定期点検（3ヶ月ごと）の実施の方法

- ・ **新品から4年**を経過したホイール・ボルト及びホイールナットを入念に点検することを**交換の目安**として明記

### ③ 整備の実施の方法

- ・ **タイヤ交換手順**の明確化
- ・ **タイヤ交換後の増し締めの実施手順**の明確化

**施行 令和3年4月1日**

## 路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

○**事故や故障などにより道路上等に停止する自動車**（以下「路上故障車」という。）によって、他の交通の妨げになり二次的な事故等につながるおそれがある場合には、当該自動車をその場から緊急的に退避させる必要がある。



当該自動車を必要最小限に移動させるために行う道路運送車両法施行規則第3条各号に規定する**装置の取外し**、**取付け**又は**運行補助装置の取付位置**若しくは**取付角度の変更行為**について整理

1. **路上故障車等を必要最小限に移動させる**ために行う装置の取外し行為及び運行補助装置の取付け位置もしくは取付け角度の変更については、**自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的としていない。**



道路運送車両法第49条第2項の「自動車の整備又は改造」に該当せず、同項の**「特定整備」に該当しない。**

2. **装置の取外し行為を行った後の整備**もしくは改造（取付け）については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的とする行為が含まれていることから **「特定整備」に該当する。**



ただし、自動車特定整備事業者が路上故障車等を必要最小限の移動をさせるため、必要最小限の応急的な措置として特定整備を行った後に・・・

当該事業者の事業場において、**応急措置部分に付随する整備作業及び整備主任者によるできれば確認業務等**が行われる場合にあっては、**当該整備作業を前提とした一連の作業**であることから、必要最小限の**応急的な措置**として行った**特定整備**については、**事業場外の作業**であっても、**行政処分の対象とはしない**こととする。

## 中部 P 25

### 9月10月を点検整備推進運動強化月間として、関係団体と協力して啓発活動を実施

#### 1. 点検・整備を推進するための広報・啓発活動

- ・ポスターの掲示やチラシ等により、広報・啓発活動を行います。今年度、自動車関係団体等の協力を得て5,000か所以上でポスター、大型ビジョン等により広く広報・啓発を行います。
- ・各種研修等を通じて整備不良に起因する事例を紹介し、点検・整備の重要性の啓発を行います。

#### 2. 自動車ユーザー等に対する調査・指導等

- ・前検査(定期点検をせずに自動車の検査(車検)をすること)でユーザー車検を受検する事業用自動車(自家用大型貨物自動車を含む)の受検者に対して、3か月定期点検の実施状況を確認し、実施していない場合は、確実に実施するように指導します。
- ・整備不良による大型自動車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故等の防止のため、中部管内各県トラック協会及びバス協会会員の対象事業者に、ホイールの取付状態、燃料装置の燃料漏れ等を重点項目と定め、定期点検の際に特に留意して点検するよう注意喚起するとともに、点検整備の実施状況の確認を行います。
- ・中部運輸局及び管内各運輸支局では強化月間において、改めて「不正改造車・迷惑黒煙車の情報提供窓口」を周知し、加えて不正改造車や黒煙排出量の多い車のユーザーに、警告はがきを送付し対応を促します。

# 点検整備推進運動について

中部 P 2 6

参考：令和2年度点検整備推進運動ポスター



岐阜運輸支局では  
約78の関係団体に協力を  
依頼し、関係団体傘下会員  
施設、整備士養成施設、市  
町村庁舎、JA直売所等に  
当該ポスターを掲示

その他  
笠松競馬場の清流ビジョン  
及び岐阜競輪場内のモニ  
ターに表示



## 笠松競馬場の清流ビジョン



## 岐阜競輪モニター



## 中部 P 2 8

国土交通省では、道路運送車両法第55条の規定に基づき、自動車の整備の向上を図るため、「自動車整備士技能検定」(学科試験及び実技試験)を実施しております。

このたび、令和2年度自動車整備士技能検定試験(二級自動車シャシ整備士)の合格者が決定いたしましたので、お知らせいたします。

申請者数6名に対して合格者数は2名であり、申請のあった各地方運輸局及び運輸支局において、本日10時から合格者の受験番号を掲示しています。

### 1. 試験の実施状況について

試験の実施状況は以下のとおりです。

試験種類		学科試験	実技試験	技能検定 合格者数
		(実施日：9月30日) (合格発表日：10月27日)	(実施日：11月29日)	
項目	試験会場	全国4会場	三重県	
二級自動車 シャシ整備士	申請者数	6名		2名
	受験者数	4名	2名 <sup>※2</sup>	
	合格者数	2名 <sup>※1</sup>	0名	
	合格率	50.0%	0.0%	

※1 学科試験合格者は、職業訓練指導員試験合格者で実技試験が免除されています。

※2 実技試験受験者は、自動車整備技能登録試験合格者で学科試験が免除されています。

# 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 国土交通省中部運輸局

令和2年度4月1日より電子制御装置整備が追加されたことにより、電子制御装置整備を取得している事業場において整備主任者となる場合には、従来の要件に加え電子制御装置整備について、支局長の行う講習を修了した者と要件がつかされました。

(一級大型、一級小型は除く)

## 1. 講習日程及び時間並びに募集定員 (定員になり次第、締め切らせて頂きます。)

開催日 申込期限	定員	場所
令和3年10月11日(月) 申込期限:令和3年9月24日(金)	20名(内実習定員:10名)	岐阜県自動車整備振興会東濃会館 多治見市美坂町4-5
令和3年11月22日(月) 申込期限:令和3年11月1日(月)	20名(内実習定員:10名)	岐阜県自動車整備振興会飛騨会館 高山市新宮町830-8
令和3年12月24日(金) 申込期限:令和3年12月1日(水)	30名(内実習定員:15名)	岐阜県自動車整備振興会岐阜本館 岐阜市日置江2648-4
令和4年1月12日(水) 申込期限:令和3年12月24日(金)	30名(内実習定員:15名)	岐阜県自動車整備振興会岐阜本館 岐阜市日置江2648-4
令和4年2月22日(火) 申込期限:令和4年2月8日(火)	30名(内実習定員:15名)	岐阜県自動車整備振興会岐阜本館 岐阜市日置江2648-4
令和4年3月14日(月) 申込期限:令和4年3月1日(火)	30名(内実習定員:15名)	岐阜県自動車整備振興会岐阜本館 岐阜市日置江2648-4

国内において「自動車整備分野特定技能評価試験」  
が開始されます！（R2.9.18 国交省プレス）  
～本年9月25日（金）より全国で実施！～

自動車整備分野において即戦力となる外国人材を受け入れるべく、「**特定技能制度**」に基づく「自動車整備分野特定技能評価試験」を日本国内において、令和2年9月25日（金）から全国で開始。（それまではフィリピン共和国のみで実施）

「**特定技能制度**」・・・我が国の深刻な人材不足に対応し、一定の専門性・技能を有し**即戦力となる外国人材**を幅広く受け入れる制度。平成31年4月1日に開始され、自動車整備分野も受入れ可能分野として指定。

自動車整備事業における外国人材の受入れの現状と今後の見通し

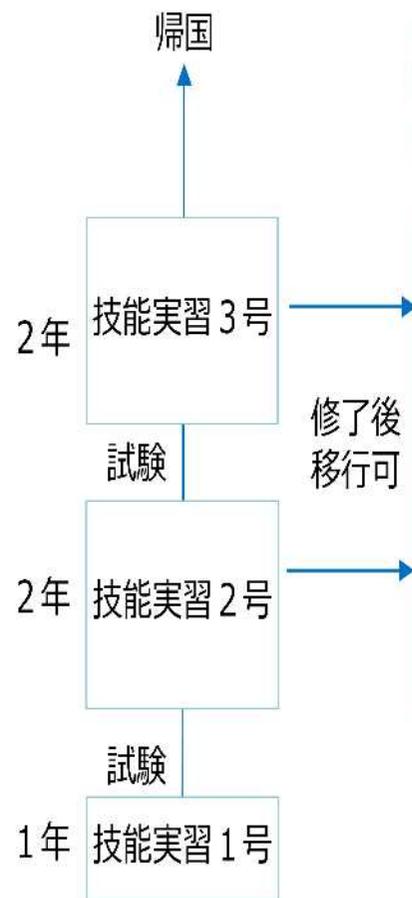
● 外国人技能実習制度:在留資格「技能実習」

- ✓ 平成28年4月、外国人技能実習制度に「自動車整備職種」を追加

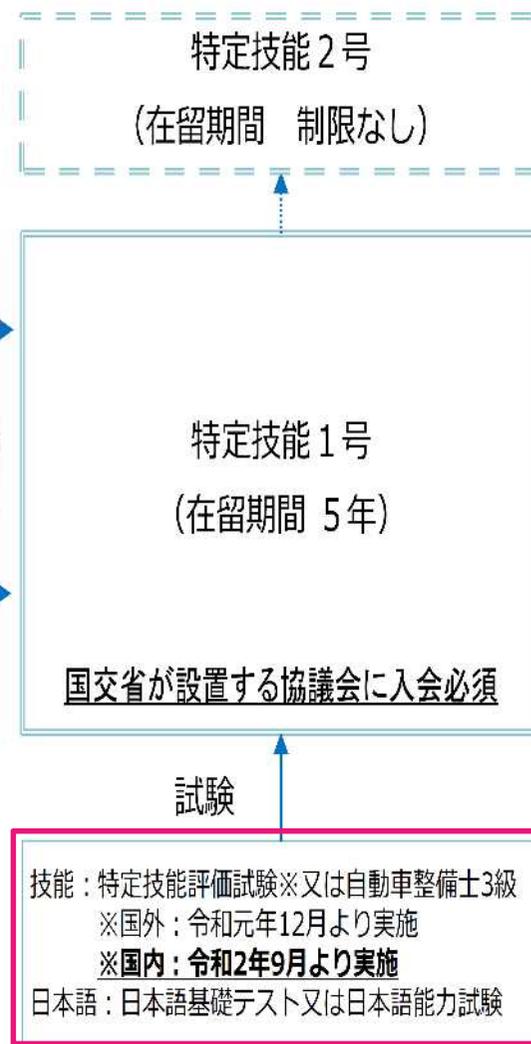
● 特定技能制度:在留資格「特定技能」

- ✓ 自動車整備に係る技能と日本語能力を試験
- ✓ 令和元年12月4日に、自動車整備に係る技能試験をフィリピンにおいて開始
- ✓ 令和2年9月25日に、自動車整備に係る技能試験を国内において開始
- ✓ 外国人技能実習制度からの移行も可能

外国人技能実習制度



特定技能制度



# 車のナンバープレートの表示に係る新基準適用まで 猶予期間を延長します



国土交通省中部運輸局

## 中部 P37

自動車のナンバープレートの表示方法については、平成28年4月1日に施行された、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号）並びにナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示により明確化したところです。

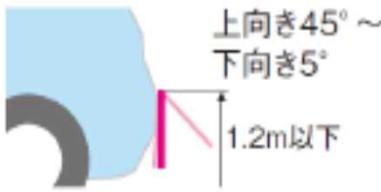
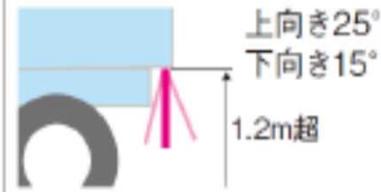
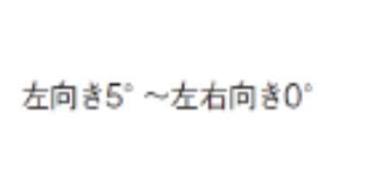
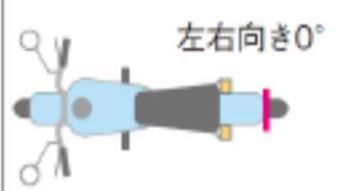
明確化した表示方法の中で、関連告示で規定するナンバープレートの取付け角度や装着するフレーム・ボルトカバーの大きさについては、令和3年4月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用するという猶予期間を設けていたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、国内の自動車購入需要が停滞したこと等を踏まえ、この猶予期間を延長し、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用することとします。

### ○ 猶予期間を延長する告示

- ・自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（平成27年国土交通省告示第1265号）
- ・自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示（平成27年国土交通省告示第1266号）

# 車のナンバープレートの表示に係る新基準適用まで 猶予期間を延長します

・以下の基準について、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用

項 目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート		
		ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート
角 度	上下向き*1 			
	左右向き*1 			
フ レ ー ム *1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幅*2が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下</li> <li>●厚さ*3が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下</li> <li>●脱落するおそれのないもの</li> </ul>			禁 止
ボルトカバー*1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの</li> <li>●厚さが*3が9mm以下</li> <li>●脱落するおそれのないもの</li> </ul>			

※1 令和3年9月30日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、上記基準によらず、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によりナンバープレートを取り付けること、また、番号を被覆せず、脱落するおそれがなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の長さ

### 特定事業内容

- 特定事業名称: 回送運行効率化事業
- 特区名称: 国際自動車トレード特区
- 特区の範囲: 愛知県豊橋市及び蒲郡市内 三河港神野地区、明海地区及び蒲郡地区
- 提案主体: 自治体(愛知県、豊橋市、蒲郡市) + 回送運行事業者((株)上組、神野臨海(株)、総合埠頭(株)、日本通運(株)、鈴与(株)、(株)アシトランスコーポレーション)
- 構造改革特別区域計画認定日: 平成31年3月20日
- 事業開始: 平成31年3月
- 特例措置: 自動車運送船から陸揚げした自動車の整備工場等への回送又は自動車を自動車運送船に積み込むための回送を行う際に、代替措置を講じた上で、車両後面の回送運行許可番号標の取付けを免除

### 代替措置<構造改革特別区域基本方針(平成30年9月11日閣議決定)>

1. 回送経路が公道横断のみの場合
  - ・回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。
  - ・回送自動車の回送経路を特定する。
  - ・回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車が随走する。
  - ・回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する。
2. 回送経路が公道横断以外の場合
  - ・回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。
  - ・後面に回送運行事業者を特定するための表示を取り付ける。
  - ・回送自動車の回送経路を特定する。

# 特別地域と回送運行経路



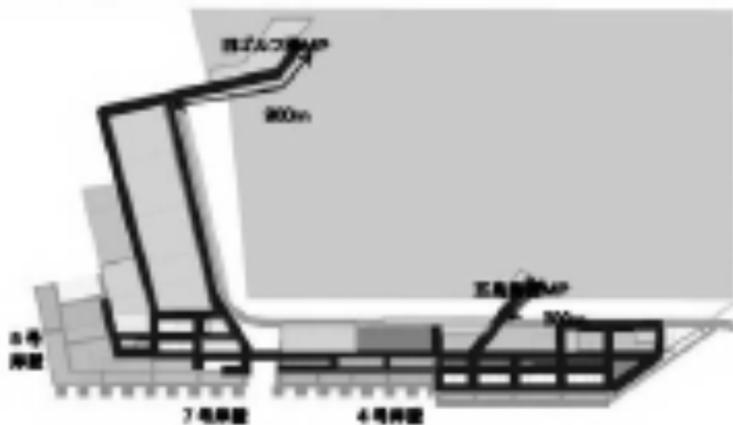
回送運行経路特定図



<神野地区>

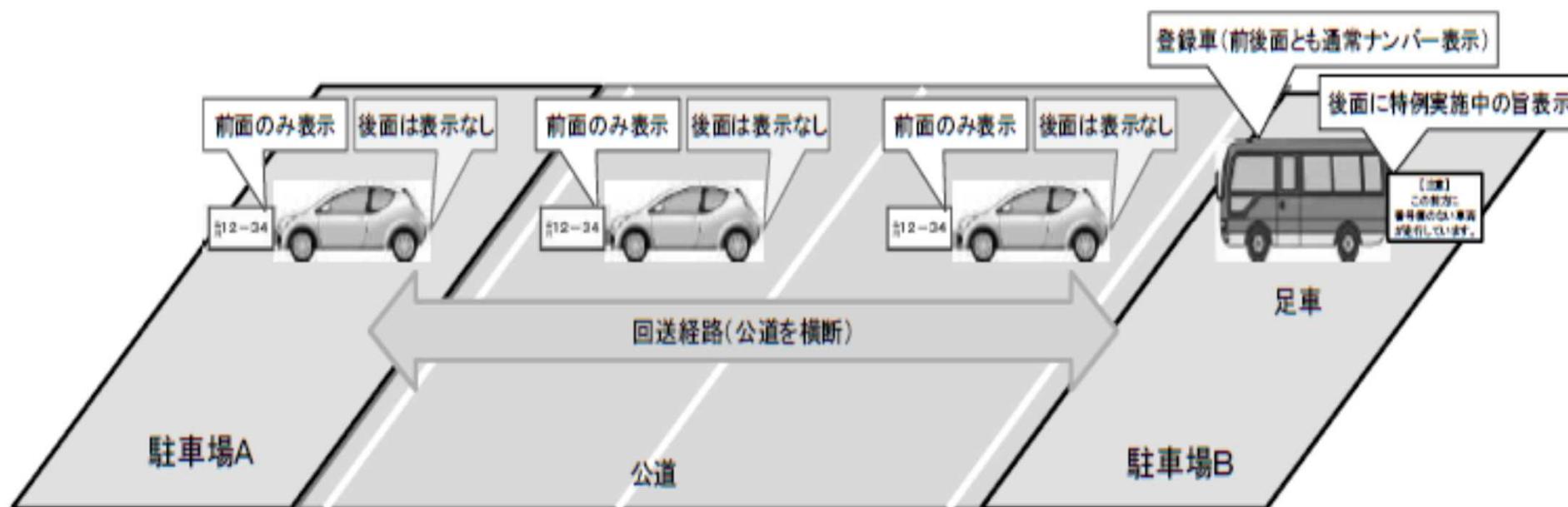
<朝霧地区>

<清原地区>



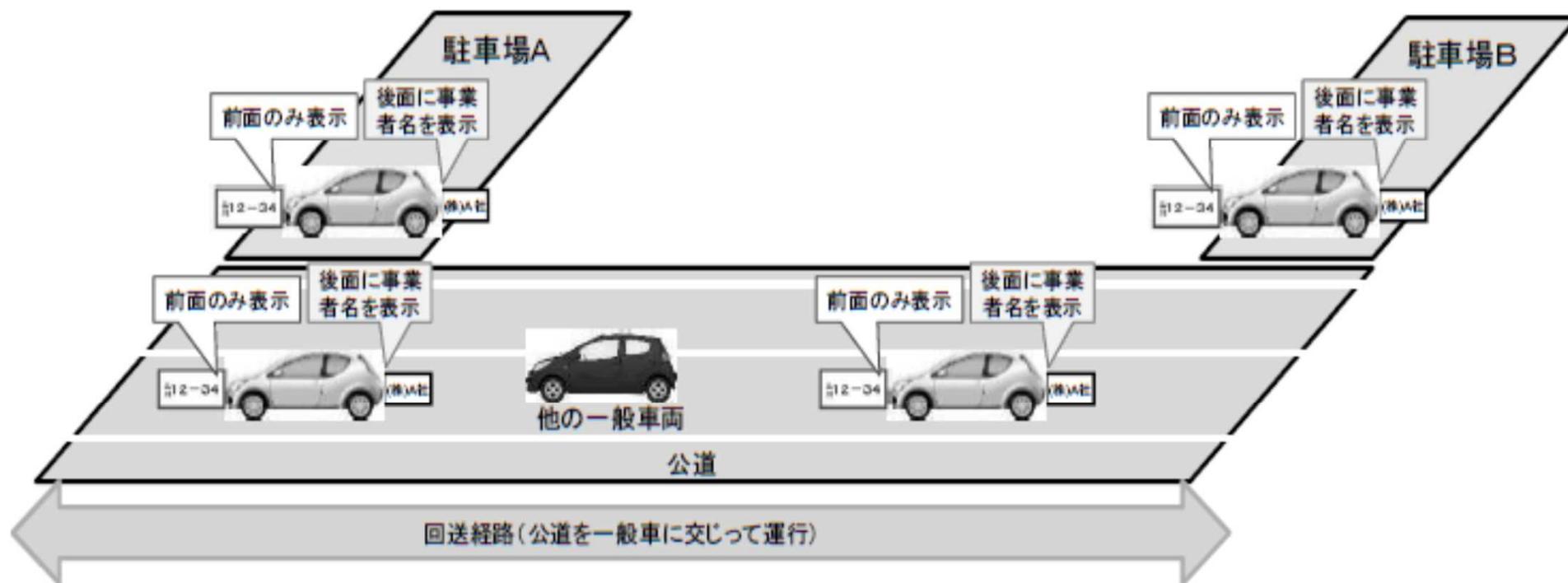
## 1. 回送経路が公道横断のみの場合

- ・回送自動車の前面のみ(後面省略)に回送運行許可番号標を取り付ける(マグネット製プレート)。
- ・回送自動車の回送経路を特定する。
- ・回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車が随走する。足車後面に特例実施中の旨表示する。
- ・回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する(横断時、公道の一般車両を一時止める等)。



## 2. 回送経路が公道横断以外の場合

- 回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。
- 後面に回送運行事業者を特定するための表示を取り付ける(番号標とは別のマグネットシート等)。
- 回送自動車の回送経路を特定する。回送経路は公道(三河港特区では1~2km程度)。
- 各車バラバラに運行(隊列は組まず一般車に交じって運行、足車もなし)。



## 特区を巡る動き

### ○特区諮問会議

- ・特区事業全般について、「特段の問題がなければ全国展開」との原則（令和3年1月に諮問会議有識者議員から改めて提示）

### ○特区評価・調査委員会 地域活性化部会

- ・3月3日の部会において、「特段の問題は認められず、全国展開が適当」「ただし、回送運行できる区域、範囲、距離などについて、現在、本特定事業において認められているものを制限しない形での基準を国土交通省において整理」「令和3年度中に省令改正等所要の措置を講じる」との評価意見。
- ・部会からの評価意見を踏まえ、3月25日の評価・調査委員会において評価を決定の予定

## 対応方針

- 評価を受けて全国展開を容認
- 全国展開による回送運行の実施に際し、付すべき条件について検討
- 道路運送車両法施行規則のほか、所要の通達の整備等を措置
- 適正な形での全国展開に向けて各地方運輸局等とも意見調整していく

自動車保有関係手続に係る申請者の利便性をより一層向上させるため、自動車検査登録手続の「キャッシュレス化」、「デジタル化」を推進する「自動車検査登録手続の窓口業務フロー見直しに向けた基本方針」について。

## 2. 基本方針のポイント（別添参照）

以下の施策により申請者利便の向上・業務の効率化を実現します。

### （1）支払い窓口業務のキャッシュレス化・合理化

・検査登録手数料及び自動車重量税のクレジットカードでの一括決済を実現 等

### （2）申請から文書管理までの一貫したデジタル化・業務効率化

・まずは、PC/スマートフォンの画面入力により申請書を作成するサイトを導入

・マイナンバーカード等を活用し、情報入力の省力化を実現することで、PC/スマートフォン

による申請を推進

・審査状況確認システムを導入し、手続の進捗状況の「見える化」を実現 等

# 自動車検査登録の窓口手続をより便利にします。

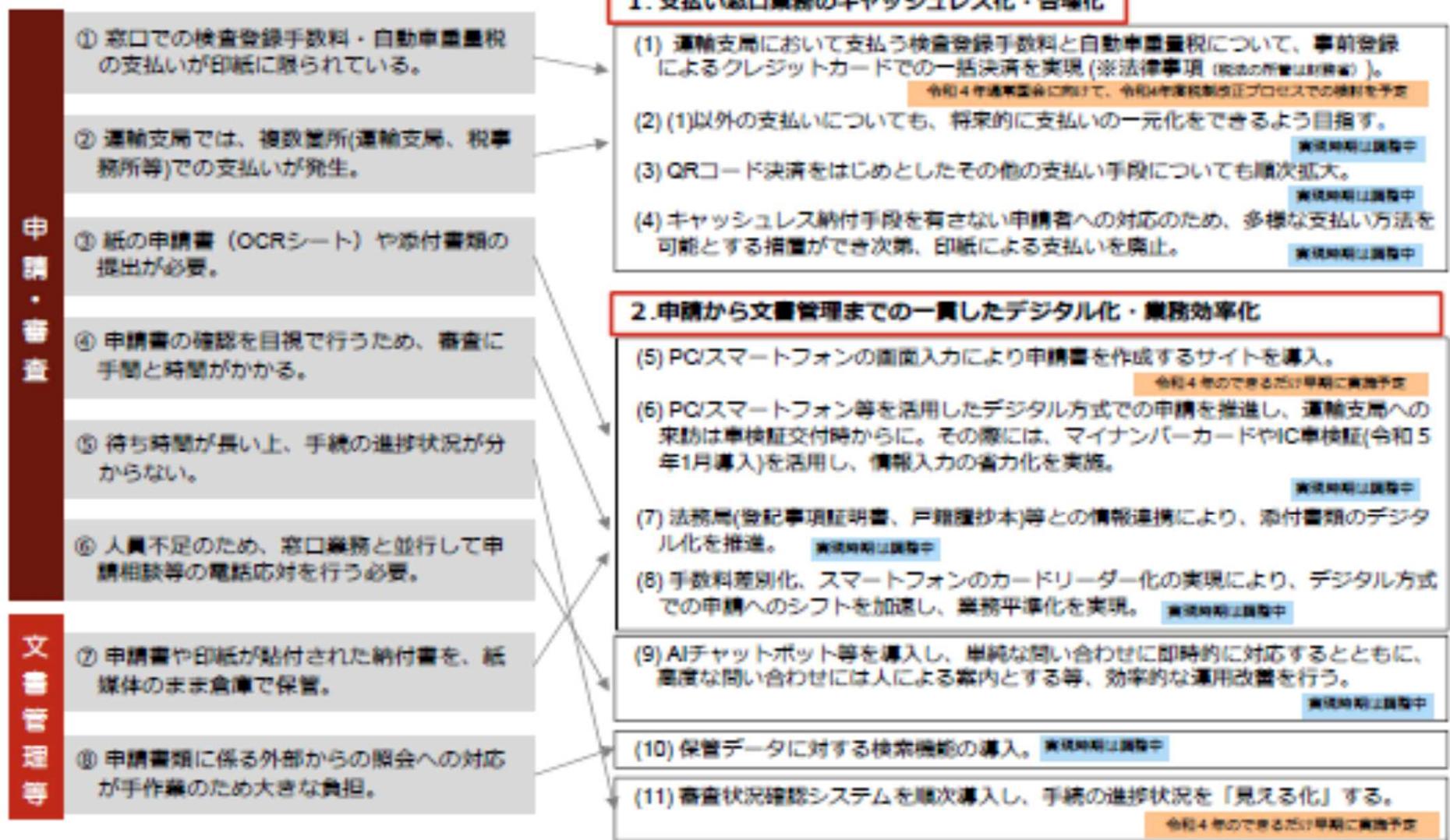
## 別添自動車検査登録手続の窓口業務フロー見直しに向けた基本方針



○「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年5月再改訂)に基づき、自動車OSSの推進を強力に進める。  
 ○デジタル技術の導入により、窓口の業務フローを抜本的に見直し、申請者利便の向上・業務の効率化を実現する。

### <課題>

### <対応施策>



## 車検証を電子へ！ ～電子車検証の仕様に関する検討結果について～

車検証の電子化に係る全体コストやICチップの空き領域の利活用方策等、あらゆる観点から総合的に検討した結果、A6サイズ程度の台紙にICタグを貼り付ける方式を採用することといたしました。

今後は、令和5年1月に予定している車検証電子化の開始に向けて、関係者と連携しながら、具体的な制度整備や関係システムの構築等に着実に取り組んでまいります。

# 車検証を電子へ！

国土運輸局

## 電子車検証のイメージ <表面>

自動車検査証		令和 2年10月 1日	東京運輸支局長	411200000012									
自動車登録番号又は車両番号	品川 399 さ 1234	初度登録年月	令和 2年10月	自動車の種別	普通	用途	乗用	自家用・事業用の別	自家用	型式指定番号	98765	類別区分番号	0001
車名						車体の形状							
コクドコウツウ						箱型							
車台番号						燃料の種類		総排気量又は定格出力					
ZZZ99-SAMPLE01						ガソリン		1.59 <sup>km</sup> L					
型式		原動機の型式			前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重					
ZXX-ABC99		ABC-3DE			750 kg	- kg	- kg	600 kg					
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ						
5 人	- kg	1350 kg	1625 kg		448 cm	173 cm	149 cm						
使用者の氏名又は名称													
国土 交通													
備考													
H10騒音99db, その他													

I  
C  
タ  
グ

## 大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業等を装着した場合の自動車検査証の記載事項等の取扱いについて

農耕トラクタのうち、特別な器具又は工具を使うことなく、手又は農耕トラクタの操作により農作業機等を容易に脱着できる構造のものにあつては、農作業機等の着脱により、道路運送車両法施行規則第35条の3第1項第8号（長さ、幅及び高さ）、第17号（最大積載量に限る。）、第18号（車両重量及び車両総重量）及び第19号（空車状態における軸重）が変わる場合であっても、法第67条第1項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があつたとき」に該当しないこととする。

## 大型特殊自動車の農耕トラクタに農作業等を装着した場合の自動車検査証の記載事項等の取扱いについて

### 注意点：

また、書きにおいて装着時には本基準に適合している  
事が必要である旨の記載がある事。

よって・・・

装着する農作業機等の組み合わせ状態の全てにおい  
て、保安基準に適合していることを確保することが必  
要。

農耕トラクタの農作業機等の例

直接装着するタイプ(前方)



フロントローダ



アーム式草刈機(作業状態)

直接装着するタイプ(後方)



ロータリ



水田用ハロー(右:折りたたみ時)



ブロードキャスタ



畦塗り機(作業状態)



ライムソワー



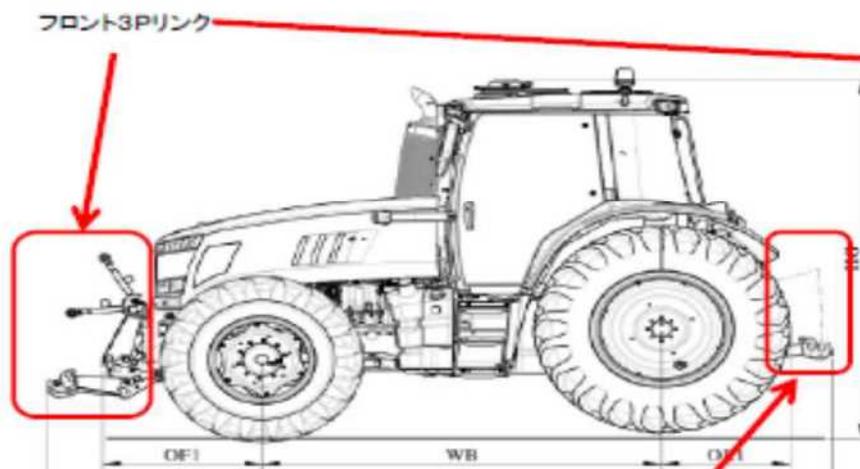
ブームスプレーヤ(収納状態)



播種機

自動車検査証に記載された、長さ、幅、高さ、車両重量等と同じ状態

農耕トラクタの農作業機等の装着装置



**中部 P56**

**近畿運輸局管内の自動車登録事務所敷地内において、大型ダンプの運転者がダンプ荷台とフレームの間に挟まり死亡する事故が発生。**

**(一社)日本自動車整備振興会連合会及び独立行政法人自動車技術総合機構に対して、事故防止の徹底及び受検時の安全意識の啓発等を要請。**

## 自動運転技術に関する国際基準等を導入します

### 保安基準の主な改正項目

我が国が議論をリードして成立した自動運行装置に関する国際基準を国内の保安基準に導入するための法令整備を行います。

- 「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第157号）」
- 「サイバーセキュリティシステムに係る協定規則（第155号）」
- 「プログラム等改変システムに係る協定規則（第156号）」
- ……



### 対象となる自動運転のイメージ



### 主な要件

- 自動運転システムが作動中、乗車人員及び他の交通の安全を妨げるおそれがないことについて、注意深く有能な運転者と同等以上のレベルであること。
- 運転操作引継ぎの警報を発した場合において、運転者に引き継がれるまでの間は制御を継続すること。運転者に引き継がれない場合はリスク最小化制御を作動させ、車両を停止すること。
- 運転者が運転操作を引き継げる状態にあることを監視するためのドライバーモニタリングを搭載すること。
- 不正アクセス防止等のためのサイバーセキュリティ確保の方策を講じること。
- 自動運転システムのON/OFFや故障等が生じた時刻を記録する作動状態記録装置を搭載すること。
- 上記の要件について、シミュレーション試験、テストコース試験、公道試験及び書面を組合せて、適合性の確認を行うこと。  
(例：他車の割り込み等が起こりうる状況において、注意深く有能な運転者の反応速度や制動力等のモデルに基づいて回避可能と考えられる衝突を、当該自動運転車が回避できることを確認。)

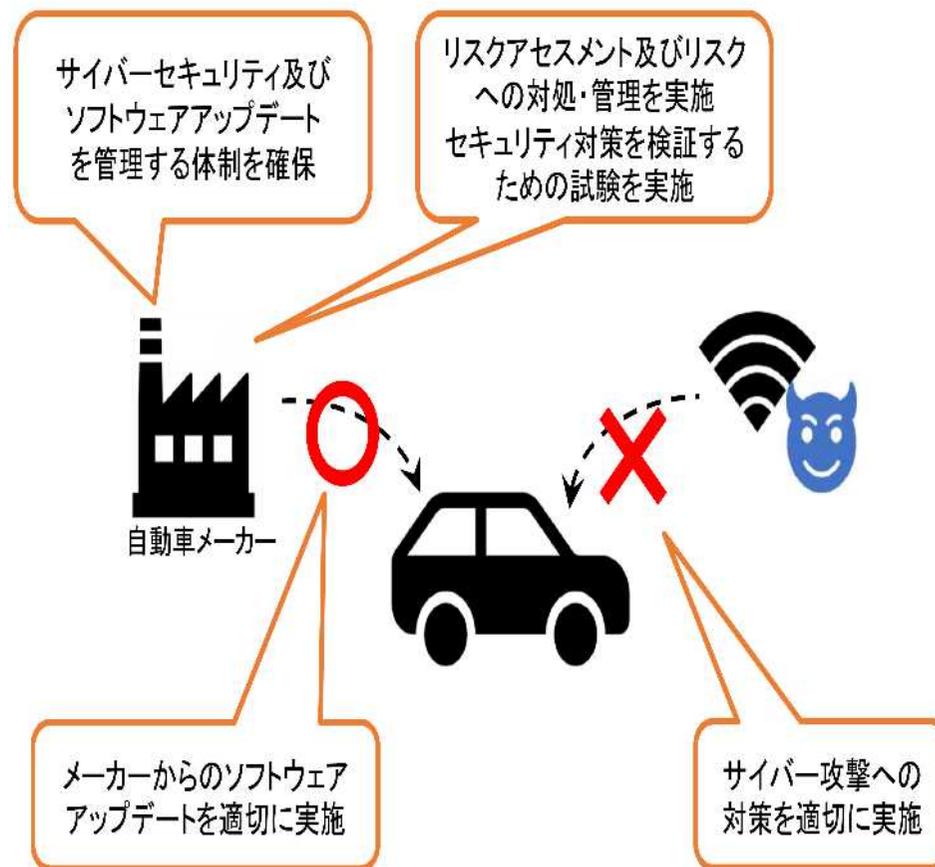
## 主要要件

### 主要要件

●サイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートの適切さを担保するための業務管理システムを確保すること。

●サイバーセキュリティに関して、車両のリスクアセスメント(リスクの特定・分析・評価)及びリスクへの適切な対処・管理を行うとともに、セキュリティ対策の有効性を検証するための適切かつ十分な試験を実施すること。

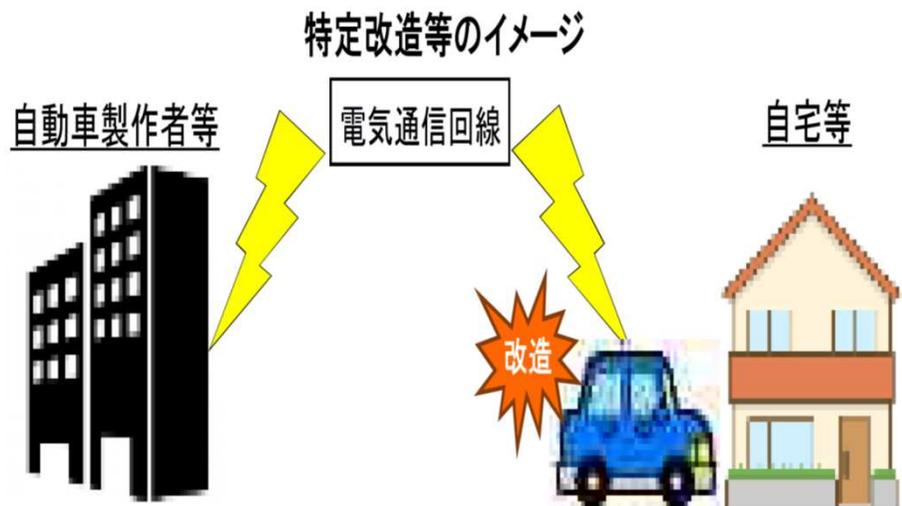
●危険・無効なソフトウェアアップデートの防止や、ソフトウェアアップデート可能であることの事前確認等、ソフトウェアアップデートの適切な実施を確保すること。



## 特定改造等の許可制度とは

○昨今の自動車技術の進展に伴い、自動車製作者等において、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、性能変更や機能追加(改造)を大規模かつ容易に行うことが可能となったことから、サイバーセキュリティの確保を含め、改造が適切に行われることを確保するため、令和元年5月の改正道路運送車両法に基づき導入。

○自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為(特定改造等)をしようとするものは、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならない。



特定改造等により追加される機能の例



駐車支援機能※



自動車線変更機能

(※AUTO CAR JAPAN HPより)

## 協定規則導入に伴う一部改正

### 〈改正内容〉

○国連の「サイバーセキュリティに関する協定規則(R 155)」の導入に伴い、許可の基準として、同規則に規定されるサイバーセキュリティを確保するための業務管理システムの要件に適合することを追加するほか、所要の改正を行う。

### 〈スケジュール〉

- 公布： 令和2年12月25日
- 施行： 令和3年1月22日

# 自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

中部 P109

令和3年10月1日より

## 概要

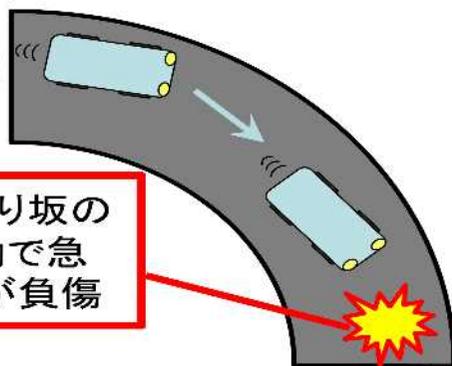
- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、(独)自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加(1台あたり一律400円)されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

## 何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査(車検)のタイミングで、車載式故障診断装置(OBD)を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要なとなる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場(車検場)や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。

### 電子制御装置の故障事例

乗合自動車(バス)が上り坂の右カーブを走行中、自動で急ブレーキが作動し乗客が負傷



### 電子的な点検・検査のイメージ



令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

印紙 証紙 +400円分証紙

継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,400円	1,800円	変更なし	1,800円	2,200円
	小型自動車		1,300円	1,700円		1,700円	2,100円
	小型自動車(二輪)		1,300円	1,700円		変更なし	変更なし
	大型特殊自動車		1,400円	1,800円		変更なし	変更なし
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
指定整備	普通自動車	1,200円	-	1,200円	変更なし	400円	1,600円 (OSS)1,400円
	小型自動車	(OSS)1,000円	-	(OSS)1,000円			
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	変更なし
	大型特殊自動車	1,200円 (OSS)1,000円	-	1,200円 (OSS)1,000円		変更なし	変更なし
	軽自動車	1,100円	-	1,100円		400円	1,500円

令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

印紙 証紙 +400円分証紙

新規検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,700円	2,100円	変更なし	2,100円	2,500円
	小型自動車		1,600円	2,000円		2,000円	2,400円
	小型自動車(二輪)		1,600円	2,000円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700円	2,100円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円		400円	1,800円
完成検査終了証の提出	普通自動車	1,200円	-	1,200円	変更なし	400円	1,600円 (oss)1,400円
	小型自動車	(oss)1,000円	-	(oss)1,000円			
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円 (oss)1,000円	-	1,200円 (oss)1,000円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円		400円	1,500円

(限定検査) 令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

指定整備

印紙

証紙

+400円分証紙

納付区分		国					機構	合計					
手続きの種類		保安基準適合証等											
車種	種類	継続検査	新規検査 予備検査	限定検査		OSS		共通	継続検査	新規検査 予備検査	限定検査	OSS	
				継続	新規	継続	新規					継続	新規
普通車 小型車	普通車	1,200円	1,100円	1,100円	1,000円	1,100円	400円	1,600円	1,500円	1,500円	1,400円	1,500円	
	小型車	1,200円	1,100円	1,100円	1,000円	1,100円	400円	1,600円	1,500円	1,500円	1,400円	1,500円	
	二輪	1,100円	1,100円	1,100円	—	—	0円	1,100円	1,100円	1,100円	—	—	
大特	大特	1,200円	1,100円	1,100円	1,000円	1,100円	0円	1,200円	1,100円	1,100円	1,000円	1,100円	

持込検査

印紙

証紙

+400円分証紙

納付区分		国	機構			合計		
手続きの種類		共通	継続検査	新規検査 予備検査 構造変更	限定検査	継続検査	新規検査 予備検査 構造変更	限定検査
普通車 小型車	普通車	400円	1,800円	2,100円	1,300円	2,200円	2,500円	1,700円
	小型車		1,700円	2,000円		2,100円	2,400円	
	二輪		1,300円	1,600円	900円	1,700円	2,000円	1,300円
	大特		1,400円	1,700円		1,800円	2,100円	

# 技術情報管理手数料の納付方法について

## 中部 P111

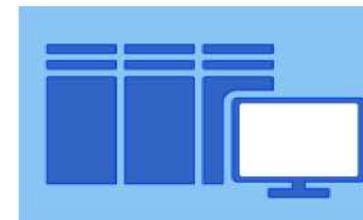
令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

### 1. 登録車

#### ① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済<sup>※1</sup>によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



#### ② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合） 窓口において自動車審査証紙<sup>※2</sup>によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



100円



300円



400円  
新規発行



1300円



1400円



1700円



1800円

新規発行

## 技術情報管理手数料の納付方法について

### 2. 軽自動車

#### ① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済<sup>※3</sup>によりお支払ください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払ください。



#### ② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金<sup>※4</sup>でお支払ください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払ください。

## 2. 全国教材

# 乗用車等の排出ガス・燃費性能の評価方法 (WLTCモード法) を改定します。 (令和2年6月30日施行)

- 超小型モビリティのように、最高速度が制限された電気自動車について、車両に適した走行モードを規定します。
- シャシダイナモメータ上で試験走行を行ったときの実際の車速と目標車速との乖離を表す指標について、より正確に走行モードに追従するよう許容幅の要件を規定します。
- その他、所要の改正

## WLTCモード法とは

市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モード

乗用車等の排出ガス・燃費性能の評価方法  
(WLTCモード法) を改定します。  
(令和2年6月30日施行)

## 適用義務化

新型車

令和3年10月～

## 道路運送車両法施行規則等の一部改正について

(令和2年9月1日施行)

(1) 量産を目的とした最高時速60km以下の超小型モビリティについて、一般道を自由に走行できる車両の安全対策について検討した結果を踏まえ、普及促進に向けた基準の整備等に関する改正を行います。

(2) 令和2年5月27日に成立した国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴い、特区法の枠組みで実施される自動運転の自動車検査証等に、技術基準の適合を要しない装置及びその代替機能等を記載事項とする改正を行います。

## 3. 適用関係告示の主な改正項目

### (1) 超小型モビリティの普及促進に向けた制度整備

- ・ **超小型モビリティ**（長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない、最高時速60km以下の軽自動車のうち、高速自動車国道等を運行しないもの）であることを**自動車検査証の記載事項**とする
- ・ **当該記載事項に変更がある場合**には、**構造変更検査**を受けることを命じることとする

### (2) 改正特区法の施行に向けた制度整備

- ・ 実証実験に用いる自動車について、技術基準への適合を要しない装置及びその代替機能等の内容を自動車検査証の記載事項とする
- ・ 地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、自動車検査証等の提示を求めることができることとする 等

# 道路運送車両法施行規則等の一部改正について

那運輸局

## 超小型モビリティについて

	第一種原動機付自転車 (ミニカー)	軽自動車			普通自動車 (小型自動車)
		超小型モビリティ (型式指定車)	超小型モビリティ (認定車)	軽自動車	
最高速度	60km/h (道路交通法)	構造上60km/h	個別の制限付与	構造上の制限なし	構造上の制限なし
定格出力	0.6kW以下	0.6kW超	0.6kW~8.0kW	0.6kW超	0.6kW超
長さ	2.5m以下	2.5m以下	3.4m以下	3.4m以下	12m以下 (4.7m以下)
幅	1.3m以下	1.3m以下	1.48m以下	1.48m以下	2.5m以下 (1.7m以下)
高さ	2.0m以下	2.0m以下	2.0m以下	2.0m以下	3.8m以下 (2.0m以下)

(参考)超小型モビリティ(認定制度導入事例)

業務・公務

配送業務の効率化  
(日本郵便・セブンイレブン)



訪問業務での活用  
(熊本県、宮城県美里町、高松市等)



観光利用

離島や自然観光地の周遊利用  
(甌島、大分県姫島、神戸市等)



温泉地等の滞在リゾートでの回遊性向上  
(石川県加賀市、鳥取県鹿野町等)



日常利用

都市部でのシェアリング日常利用  
(豊田市、安城市等)



中山間地や離島でのレンタル日常利用  
(薩摩川内市、大分県姫島等)



## 3. 適用関係告示の主な改正項目

**超小型モビリティ**について、**走行実態や事故実態を踏まえ、以下の改正を行う。**

### 【適用範囲】

長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない、最高時速60km以下の軽自動車のうち、高速自動車国道等を運行しないもの

### 【概要】

衝突基準	改正内容
フルラップ前面衝突(協定規則第137号) オフセット前面衝突(協定規則第94号)	当分の間、試験速度を時速40kmとすることができる。
ポールへの側面衝突(協定規則第135号)	当分の間、適用しない。

○協定規則第12号(かじ取り装置の前面衝突)、第16号(座席ベルト)、第34号(燃料装置)、第100号(原動機用蓄電池)及び第134号(水素燃料電池)の技術的な要件を適用する場合において、前面衝突に関する協定規則により適合性を判断する場合にも準用することができる。

## 3. 適用関係告示の主な改正項目

### 【概要】

- **最高時速60km以下の車両**であることを**車両後面の見やすい位置に表示**すること等を求めることとする。



# 3. 監査結果

## 1 事業者名及び事業場の名称

事業者 ネットトヨタ愛知株式会社(愛知県名古屋市)

事業場 ネットトヨタ愛知株式会社プラザ豊橋  
(愛知県豊橋市)

## 2 行政処分の内容(処分年月日 令和3年3月30日)

(1)指定自動車整備事業の指定の取消し

(2)自動車検査員の解任命令 7名

### 3 主な違反条項

- (1) 道路運送車両法第94条の3第1項
- (2) 道路運送車両法第94条の5第1項及び第4項
- (3) 道路運送車両法第94条の6第1項

### 4 違反の概要

- (1) 検査作業と整備作業を分業化していない。
- (2) 法令の規定を遵守する体制でない。
- (3) 事業者は、保安基準不適合状態で保安基準適合証等を交付した。

## 4 違反の概要

- (4) 事業者は、点検及び検査の一部を実施せず保安基準適合証等を交付した。**
- (5) 指定整備記録簿に虚偽の記載をした。**
- (6) 自動車検査員は、検査の一部を実施していないにもかかわらず保安基準に適合する旨を証明した。**
- (7) 自動車検査員は、保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準に適合する旨を証明した。**

## 令和2年度岐阜運輸支局監査及び処分件数

		年度 当初 工場数	監査 件数	支局長警告 数	局長処分				
					取消	停止	警告	計	検査員解任
処分 件数	岐阜	623	149	28	0	1	0	1	0

	違反事例の内容	違反条項及び違反事例
<b>工場A</b>	事業場の工員が整備主任者として選任されていないにもかかわらず、整備に関する統括管理業務をおこなった。 特定整備記録簿を一部保存していなかった。	整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備。 (道路運送車両法第62条の2の2第1項第7号違反) 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り。 (道路運送車両法第91条第1項違反) 特定整備記録簿を2年間保存していない。 (道路運送車両法第91条第3項違反)
<b>工場B</b>	点検整備の瑕疵により、車両故障が発生し車両が走行不能となった。	自動車に点検整備上の瑕疵があったこと。 (道路運送車両法第94条の5第1項違反)

	違反事例の内容	違反条項及び違反事例
<b>工場C</b>	<p>点検整備時に使用した油脂類について、依頼者に対して適切に請求を行わなかった。</p>	<p>点検整備料金の過剰請求 【道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第3号違反】</p>
<b>工場D</b>	<p>指定の対象自動車以外の自動車に対して、保安基準適合証等を交付した。</p>	<p>事業者は、指定の対象自動車以外（軽自動車）の自動車18台分に対して、保安基準適合証等を交付したこと。 【法第94条の8第1項第3号】 事業者は、法令の規定を遵守する体制でないこと。 【法第94条の3第1項】 事業者は、指定整備記録簿に、一部記載誤りがあったこと。 【法第94条の6第1項】</p>

**全国 P 1 4 2**

すでに運行補助装置の装着が義務付けられている自動車 **衝突被害軽減制動制御装置**

トラクタ		
対象自動車	施行日	装着が義務付けられた日
車両総重量13トン超	平成24年3月12日	新 型 車：平成26年11月1日 継続生産車：平成30年 9月1日
トラック		
車両総重量22トン超	平成24年3月12日	新 型 車：平成26年11月1日 継続生産車：平成29年 9月1日
車両総重量20トン超 ～22トン以下	平成24年3月12日	新 型 車：平成28年11月1日 継続生産車：平成30年11月1日
車両総重量8トン超 ～20トン以下	平成24年3月12日	新 型 車：平成30年11月1日 継続生産車：令和 3年11月1日
車両総重量3.5トン超 ～8トン以下	平成26年2月13日	新 型 車：令和 1年11月1日 継続生産車：令和 3年11月1日
車両総重量3.5トン以下	令和2年1月31日	新 型 車：令和 3年11月1日 継続生産車：令和 7年12月1日
バス		
車両総重量12トン超	平成25年11月12日	新 型 車：平成26年11月1日 継続生産車：平成29年 9月1日
車両総重量12トン以下	平成25年11月12日	新 型 車：令和 1年11月1日 継続生産車：令和 3年11月1日
乗用車		
全て	令和2年1月31日	新 型 車：令和 3年11月1日 継続生産車：令和 7年12月1日

全国 P 1 4 2

すでに運行補助装置の装着が義務付けられている自動車

### 自動命令型操舵機能

自動操舵機能を備える自動車（二輪車を除く）		
対象自動車	施行日	装着が義務付けられた日
自動操舵機能を備える自動車（二輪車を除く）	平成29年10月10日	装着義務なし

### 自動運行装置

自動運行装置を備える自動車		
対象自動車	施行日	装着が義務付けられた日
自動運行装置を備える自動車	令和2年4月1日	装着義務なし

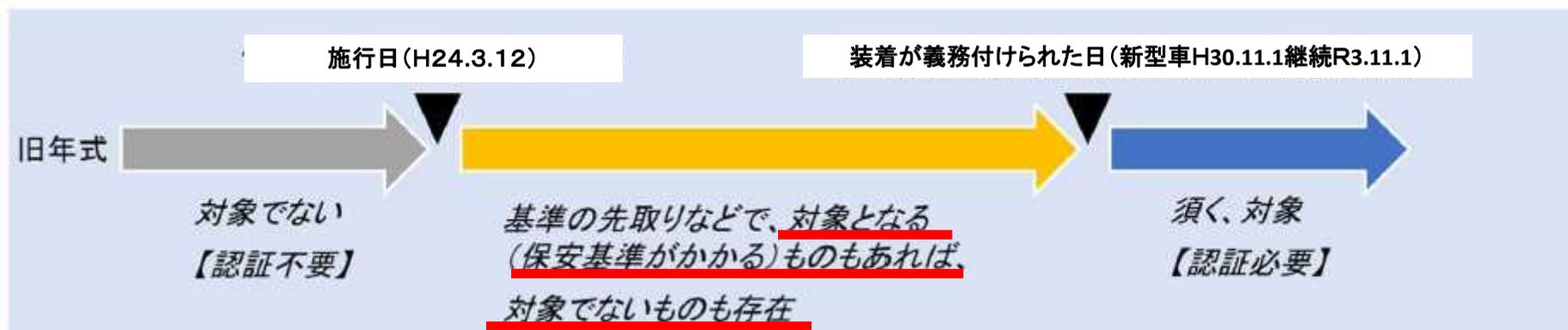
※施行日以降に制作された自動車にあつては、装着義務が課せられていなくても、保安基準に適合していることの適用を受けた場合には、当該装置を取り付けられた車両は、特定整備の対象車両となります。

適用年月日以前に当該基準が先取りして適用されている車両が存在する（表中の施行日より前に製作された車両に適用されることはない）ので、初度登録年月が施行日と装着が義務づけられた日の間の場合は、注意が必要です。

全国 P 1 4 3

## 先取り基準の具体例（8 t～20 tトラック）

トラック		
対象自動車	施行日	装着が義務付けられた日
車両総重量 8 トン超～ 20 トン以下	平成 2 4 年 3 月 1 2 日	新 型 車：平成 3 0 年 1 1 月 1 日 継 続 生 産 車：令和 3 年 1 1 月 1 日



## 平成28年騒音規制以前

定常走行騒音、加速走行騒音試験及び近接排気騒音

## 平成28年騒音規制

協定規則第51号の技術的な要件（同規則第3改定版補足第5改定版の規則6. ～中略～に限る。）に定める基準に適合する構造で有ること。（R51-03）

### R51-03（乗用車）の概要

実際の市街地における加速走行騒音レベルを再現する事を目的とした試験方法。

日本を含む各国のデータをもとに導出された市街地を代表する加速度における騒音値を評価する試験方法であり、騒音値と加速度は比例関係にあることを前提に、全開加速走行時の騒音値及び定常走行時の騒音値から計算で求める。

## I 全開加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

この技術基準は、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）に備える後付消音器（次に掲げる消音器以外の消音器をいう。以下同じ。）であって、別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める測定方法により測定した加速走行騒音を有効に防止するものに適用する。

- (1) 指定自動車等に備えられている消音器
- (2) 次の自動車に備える消音器
  - ① 乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車
  - ② 大型特殊自動車
  - ③ 小型特殊自動車

## II 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

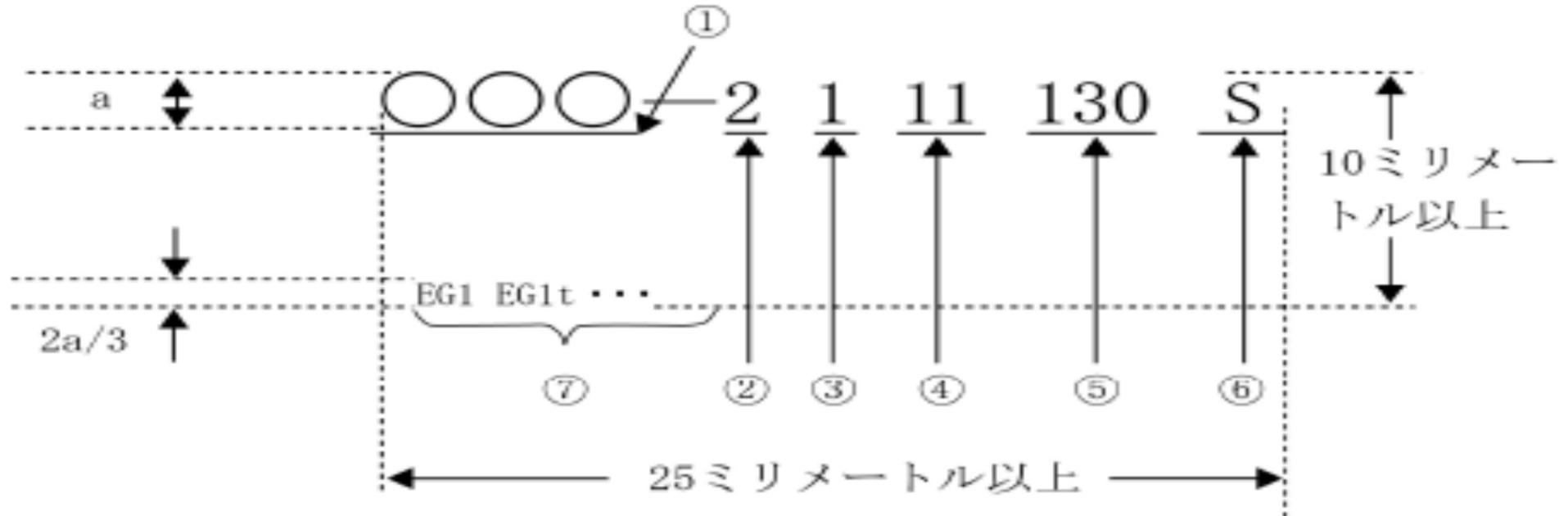
この技術基準は、新たに運行の用に供しようとする際に細目告示第40条第1項第4号、第5号、第118条第1項第3号イ若しくは口の規定が適用される自動車又は細目告示第252条第1項第3号若しくは細目告示第268条第1項第3号の規定が適用される原動機付自転車に備える後付消音器（次に掲げる消音器以外の消音器をいう。以下同じ。）であって、協定規則第41号又は第51号に定める方法により測定された加速走行騒音を有効に防止するものに適用する。

- (1) 指定自動車等に備えられている消音器
- (2) 次の自動車に備える消音器
  - ① 側車付二輪自動車
  - ② 三輪自動車
  - ③ 大型特殊自動車
  - ④ 小型特殊自動車

# 後付消音器性能等確認表示

## 全開加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準に適合する場合

### 第一種後付消音器の性能等確認表示



a : 4ミリメートル以上

①性能等を確認した機関等の略称（アルファベット）

JARI、JQR、JATA、JMCA

（後付消音器に付される識別番号（7桁以上の数字））

②識別番号 1桁目 後付消音器の個数

③識別番号 2桁目 触媒の有無（1：触媒付、0触媒なし）

④識別番号 3・4桁目 性能を確認した年（西暦）の下2桁

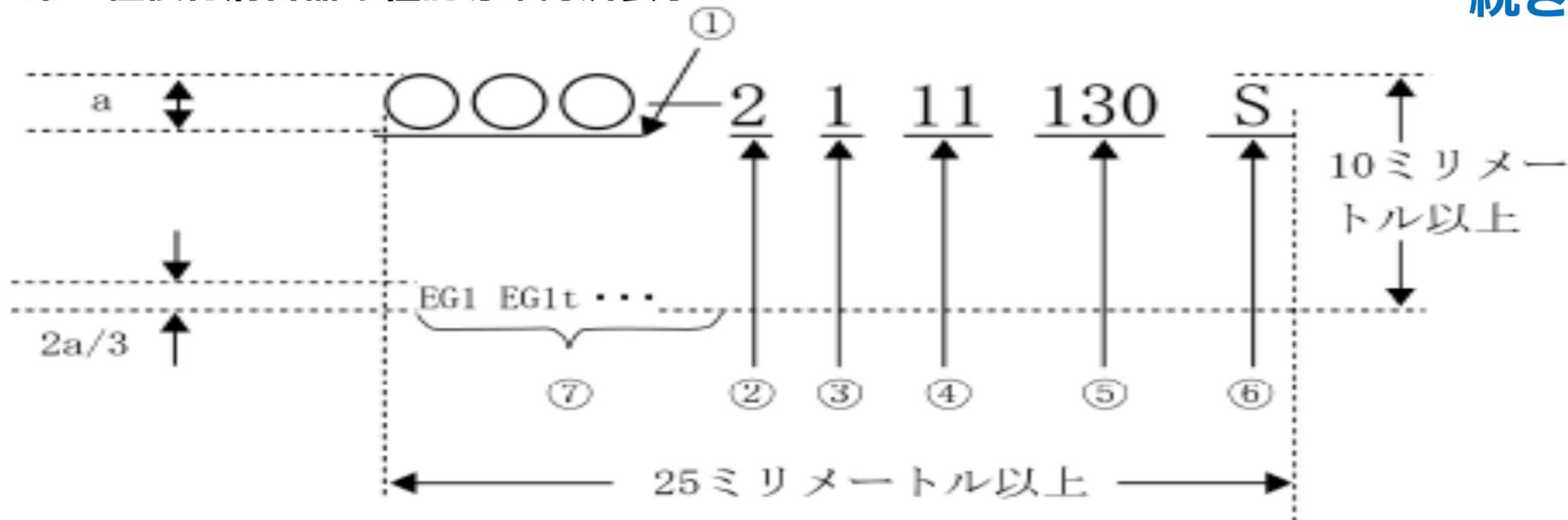
（例えば、西暦2011年は「11」）

# 後付消音器性能等確認表示

## 全開加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準に適合する場合

### 第一種後付消音器の性能等確認表示

続き



a : 4ミリメートル以上

⑤ 識別番号 5桁目以降 性能等を確認した機関等が定める識別番号（3桁以上の数字）

（加速走行騒音の値に係る記号）

⑥ アルファベット「S」

（加速走行騒音の値が、次の表に掲げる値を超えないとき）

⑦ 原動機型式 後付消音器を取り付けることができる自動車等が備える原動機の型式

（過給器付き原動機は末尾にアルファベット「t」を付す。）

# 後付消音器性能等確認表示

## 全開加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準に適合する場合

### 第一種後付消音器の性能等確認表示

続き

#### ⑥ 括弧内の次表の数値

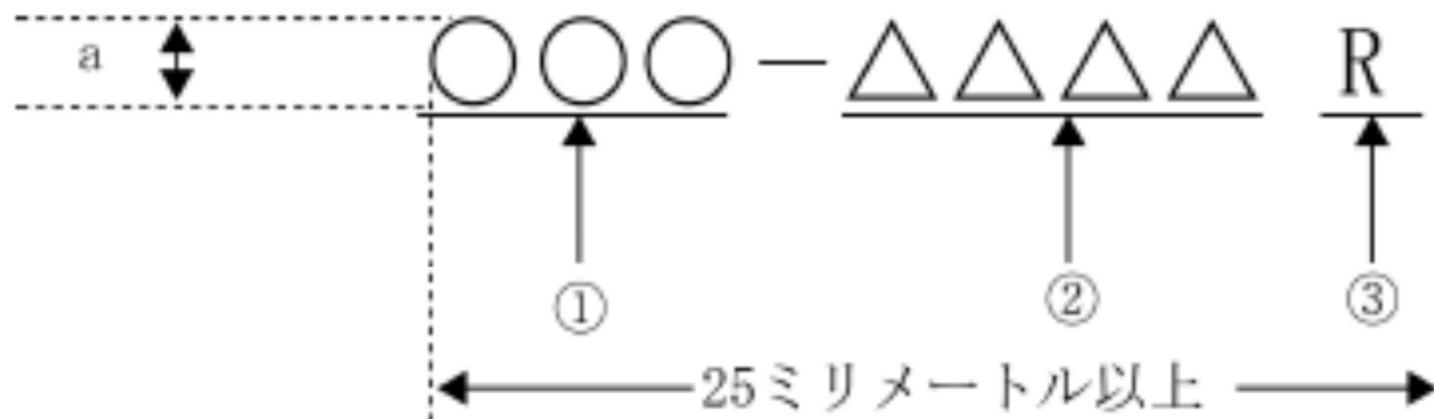
表

自動車等の種別		加速走行騒音の値
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）を除く。）	車両総重量が3.5トン以下のもの	76dB
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）		
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）		73dB
原動機付自転車		71dB

## 全開加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準に適合する場合

### 第二種後付消音器の性能等確認表示

続き



a : 4ミリメートル以上

- ① 性能等を確認した機関等の略称（アルファベット）

JARI、JQR、JATA、JMCA

- ② 第二種後付消音器の制作者の商標又は商号

- ③ アルファベット「R」

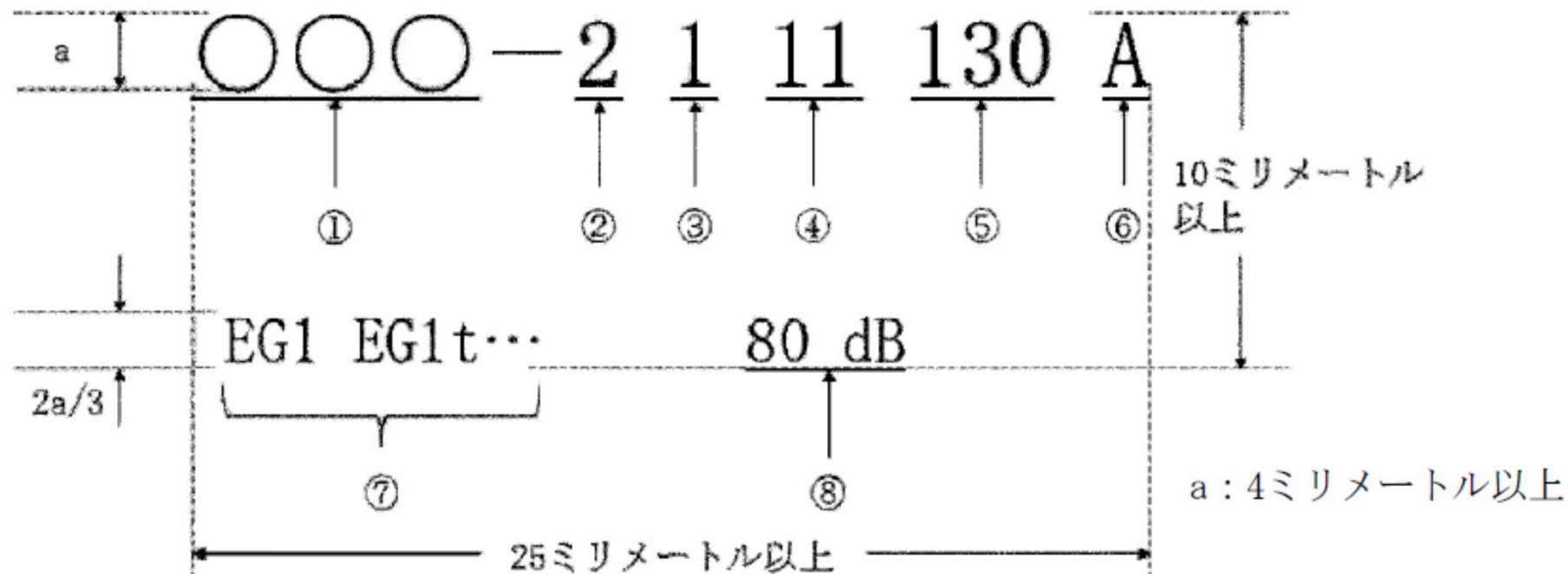
### 第二種後付消音器

後付消音器のうち、指定自動車等に備えられている消音器と同一の構造を有し、かつ、同一の範囲の自動車等の同一の位置に備えられるものをいう。

# 後付消音器性能等確認表示

## 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準に適合する場合

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の性能等確認表示



- ① 性能等を確認した機関等の略称（アルファベット） JARI、JQR、JATA、JMCA

（後付消音器に付される識別番号（7桁以上の数字））

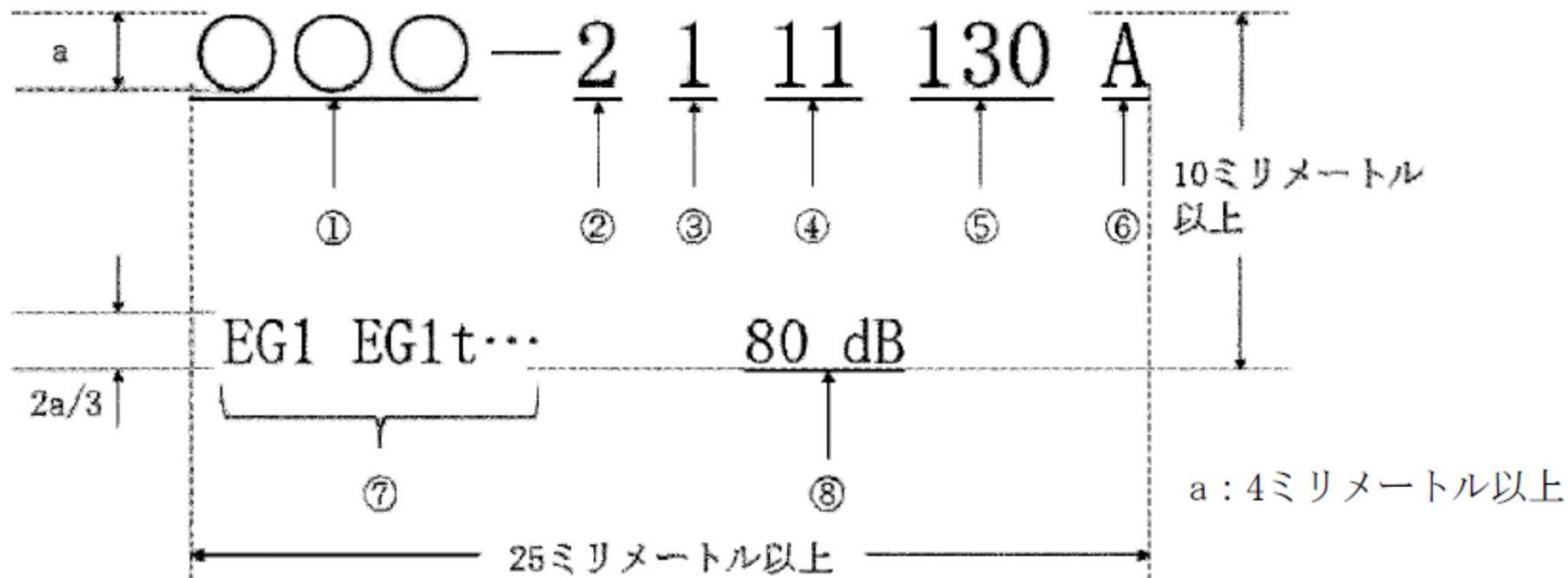
- ② 識別番号 1桁目 後付消音器の個数
- ③ 識別番号 2桁目 触媒の有無（1：触媒付、0：触媒なし）
- ④ 識別番号 3・4桁目 性能等を確認した年（西暦）の下2桁（例えば、西暦2016年は「16」）
- ⑤ 識別番号 5桁目以降 性能等を確認した機関等が定める識別番号（3桁以上の数字）

# 後付消音器性能等確認表示

## 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準に適合する場合

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の性能等確認表示

続き



(加速走行騒音の値に係る記号)

- ⑥ アルファベット「A」 (2.1.①又は②を満たすものであるとき)  
アルファベット「P」 (2.2.①又は②を満たすものであるとき)

(後付消音器を取り付けることができる自動車等の原動機型式)

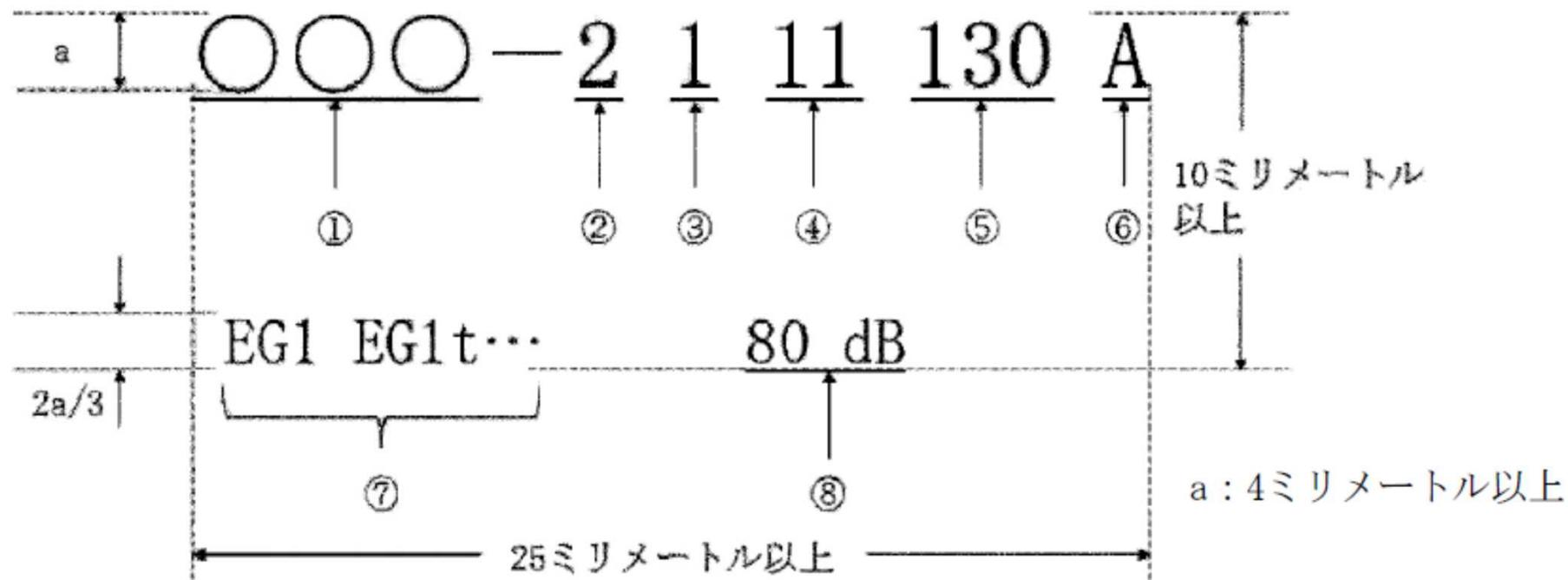
- ⑦ 原動機型式 後付消音器を取り付けることができる自動車等が備える原動機の型式  
(過給器付き原動機は末尾にアルファベット「t」を付す。)

# 後付消音器性能等確認表示

## 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準に適合する場合

続き

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の性能等確認表示



(後付消音器を取り付けた際の近接排気騒音値)

⑧ 近接排気騒音値 (dB) 後付消音器を取り付けた際の近接排気騒音値

## 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準に適合する場合

### ⑥アルファベット「A」「P」2.1及び2.2について 本文抜粋

続き

#### 2. 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

##### 2.1. 第1節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の①又は②に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

- ① 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.2.、6.3.及び6.4.に限る。）に適合すること。
- ② 協定規則第51号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第6改訂版の規則6.2.2.、6.2.3.及び6.3.に限る。）に適合すること。

##### 2.2. 第2節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の①又は②に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

- ① 協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第8改訂版の規則6.2.に限る。）に適合すること。
- ② 協定規則第51号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第6改訂版の規則6.2.2.に限る。）に適合すること。

# 自動車機構関係



独立行政法人自動車技術総合機構  
中部検査部 岐阜事務所 提供

注：基準を一部抜粋した記載になっています。  
詳しくは、各基準をご確認ください。

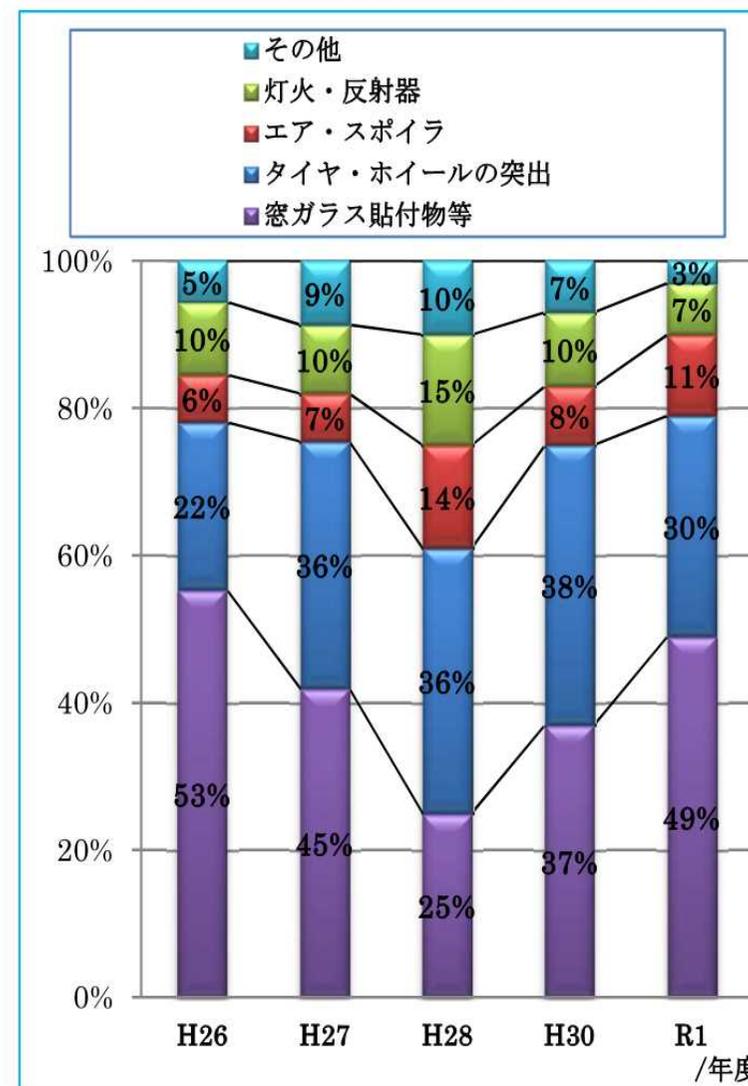
中部P93

令和2年7月29日プレスリリース

グラフ:装置別の不適合箇所数内訳

【概要】

令和2年1月～2月に開催された3ヶ所のカスタムカーショー(東京オートサロン、大阪オートメッセ、名古屋オートトレンド)において、公道走行できない改造がされた展示専用車両144台(装置箇所は延べ299件)に「公道走行不可」等の明確な表示を依頼しました。



# NAGOYAオートトレンド2021における啓発活動の実施結果 [59台の出展車両に文書による注意喚起]

- ◎ 実施日 : 令和3年3月13日(土)
- ◎ 展示車両数 : 131台
- ◎ 表示の確認ができなかった車両数 : 59台
- ◎ 確認された装置箇所の内訳

- ・タイヤ・ホイールの突出 : 15台
- ・窓ガラスへの貼付物、着色フィルム : 44台
- ・エアスポイラの形状 : 3台
- ・灯火器 : 7台
- ・その他 : 7台

(1台に複数の不適合箇所がある場合、それぞれ計上)

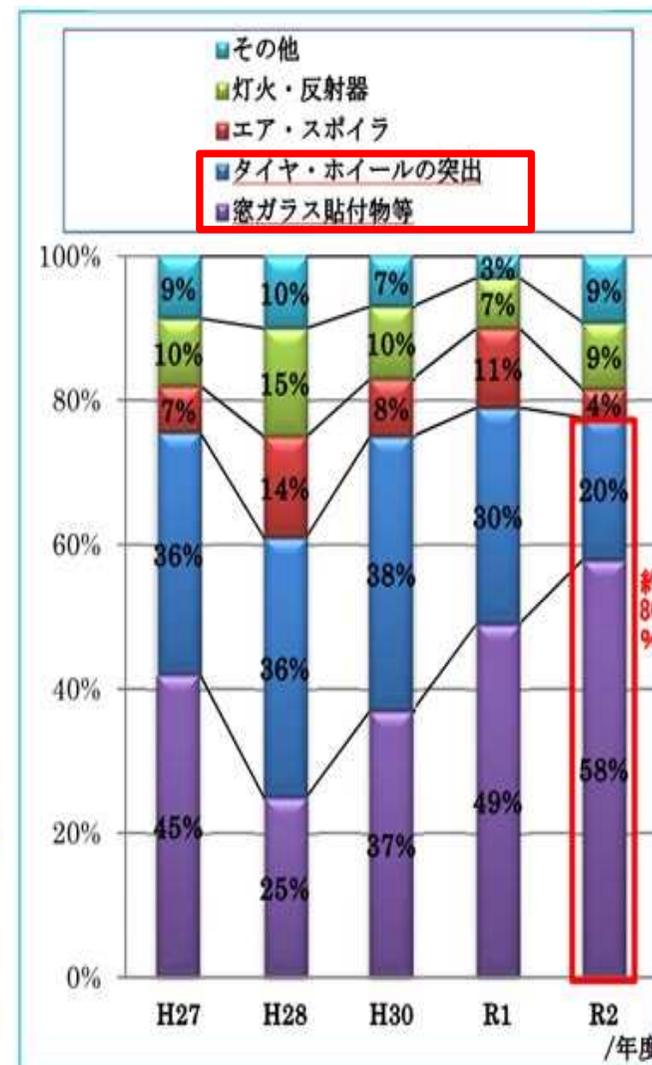


※タイヤ・ホイールの突出



※運転席窓ガラスに着色フィルム

グラフ:装置別の不適合箇所数内訳

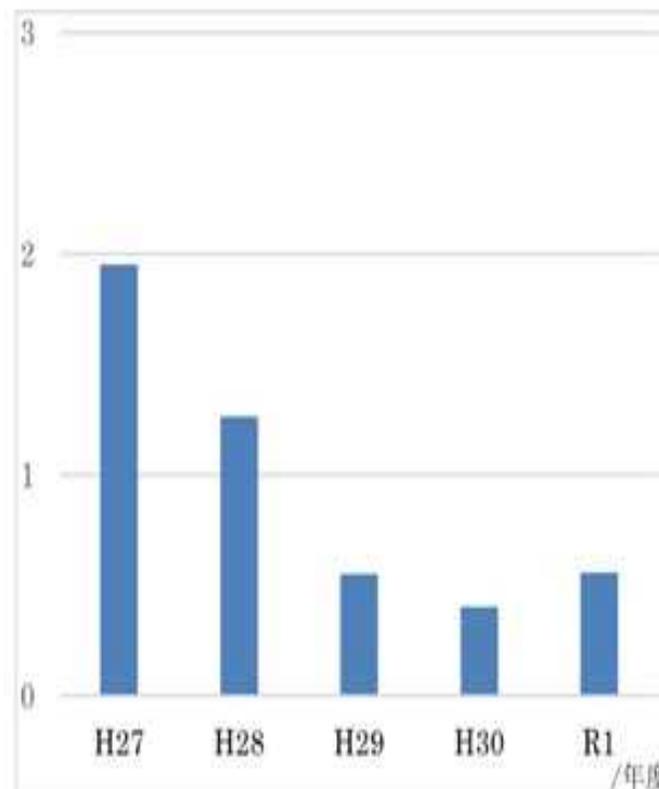


中部 P 9 4

【概要】

令和元年6月～9月にかけて、(一社)自動車用品小売業協会(APARA)の協力を得て、全国各地のカー用品ショップ18店舗に自動車機構の自動車検査官を派遣し、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について調査を実施しました。

グラフ：1店舗あたりの注意喚起件数



表：保安基準に適合しなくなるおそれのある部品・用品の具体的事例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・窓ガラス貼付物等 (7件)	前面ガラスに貼付する位置によっては、ドライブレコーダーが運転者の視野を妨げるおそれがある
・灯火・反射器関係 (2件)	装備が義務付けられている灯火以外で点滅する灯火、禁止されている液体フィルムスプレーによる灯火器への塗装
・メーターパネル類のランプの色 (1件)	ウィンカー表示や駐車ブレーキ等のランプの色を、規定されている以外の色へ変更できる電球

【調査結果】

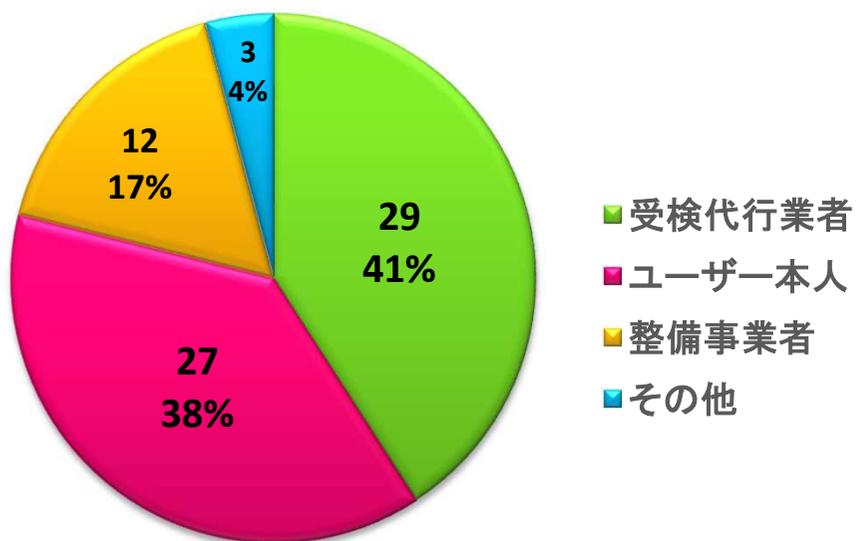
取付位置や取付方法によっては保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品及びカー用品は全体で**10件**見受けられたため、購入者へ適切なアドバイスを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。

中部 P 9 5

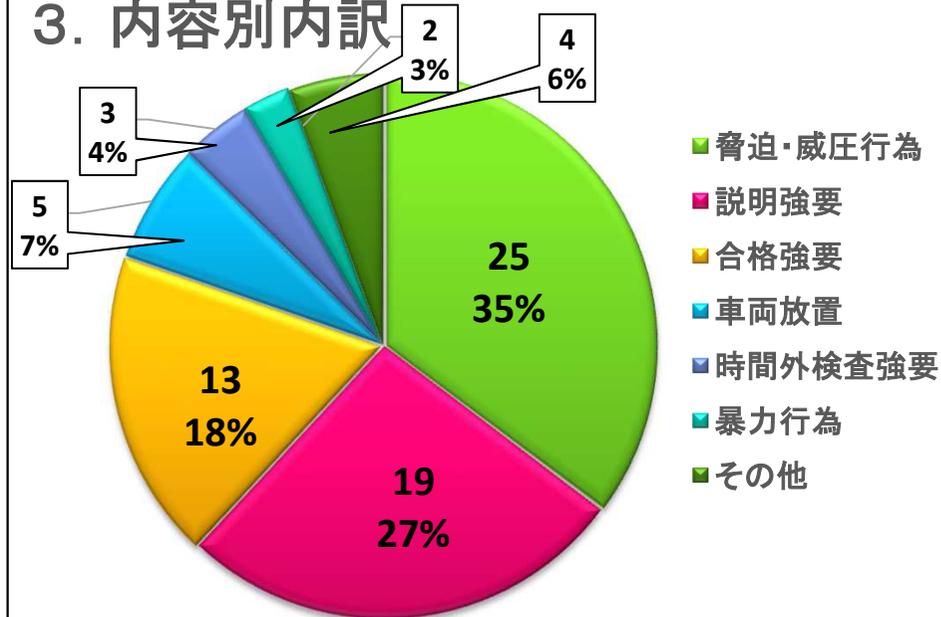
令和3年7月6日プレスリリース

1, 全国の検査場における不当要求行為の総件数: 71件

2. 受検者別内訳



3. 内容別内訳



4. 警察出動事案: 16件



1. 中部検査部管内における不当要求行為の総件数：12件（令和2年度）
2. 受検者別内訳  
受検代行業者：7件、ユーザー本人：2件、整備事業者：2件、不明：1件
3. 内容別内訳  
説明強要：3件、合格強要：1件、威圧行為：4件、時間外検査強要：1件  
暴力行為：2件、車両放置：1件
4. 警察出動事案：6件  
受検代行業者：4件、ユーザー本人：2件

## ～暴力行為事案～

令和2年6月29日、三重事務所にて、受検者が検査の順番待ちの際、駐車禁止スペースに車を止めたため、検査職員が注意したところ、当該受検者は検査職員の肩を突き飛ばして転倒させ、蹴った。その後、当該受検者は公務執行妨害の疑いで現行犯逮捕された。

**暴力行為に対しては、警察に被害届出を出すなど毅然とした対応を実施します！**

## 座席ベルト非装着時警報装置 の適用が拡大されました

### ◆ 装備義務が拡大される自動車

保安基準適用年月日が令和2年9月1日以降の乗用自動車及び貨物自動車（派生した特種用途自動車を含む。）であって、次に掲げるもの

### ◇ 運転者席及びこれと並列の座席が装備義務となる自動車

- 乗車定員10人以上の乗用自動車
- 車両総重量3.5tを超える貨物自動車

### ◇ すべての座席が装備義務となる自動車

- 乗車定員9人以下の乗用自動車
- 車両総重量3.5t以下の貨物自動車



## 二輪自動車等の前照灯審査について、 すれ違い用前照灯の審査方法を規定しました

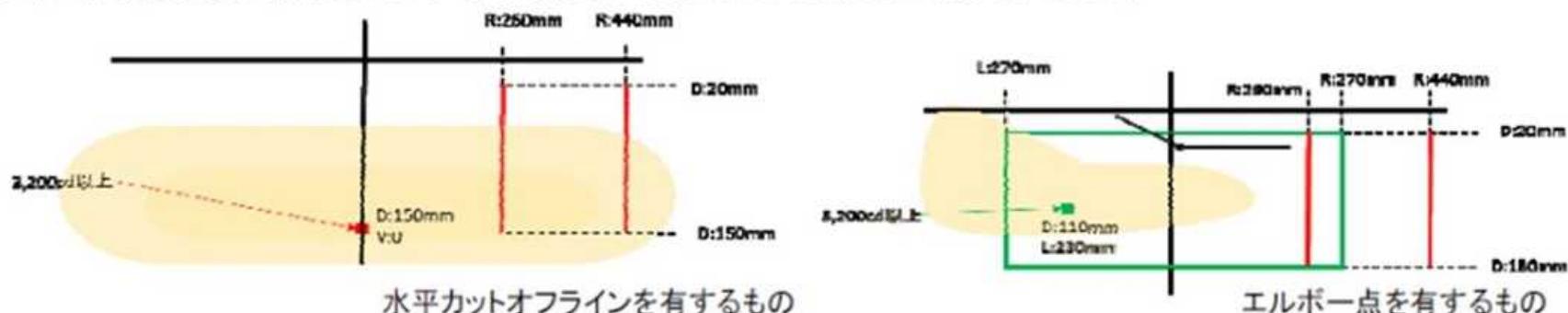
令和元年10月1日より、二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②に掲げるものに限る。）にあつては、前照灯試験機による審査方法を、すれ違い用前照灯による審査方法へ変更しました。

- ① 平成27年6月1日以降に製作された、  
UNR98、UNR112又はUNR113に適合する自動車
- ② 令和2年10月1日以降に製作された自動車  
ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための  
設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している  
走行用前照灯試験機により審査を行うことができます。

## ◆すれ違い用前照灯の審査基準

【概要】

- (1) 次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボ一点があること。
- (2) 光度測定点における光度が3,200cd以上あること。



## ◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

- (1) 現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。
- (2) 現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとし、**※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。**

- ① すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。
- ② すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

中部 P 100

前照灯審査の別(走行用・すれ違い用)  
(令和2年10月1日(UN R98・112・113適合車は平成27年6月1日)以降に製作された自動車)

走行用前照灯による場合

【走行用前照灯試験機を使用】  
走行用前照灯を点灯させ計測を実施

現行の走行用の基準にて合否を判定  
※審査事務規程9-8 走行用前照灯の明るさ及び照射方向(前照灯試験機)

合格



適合



不合格

不適合

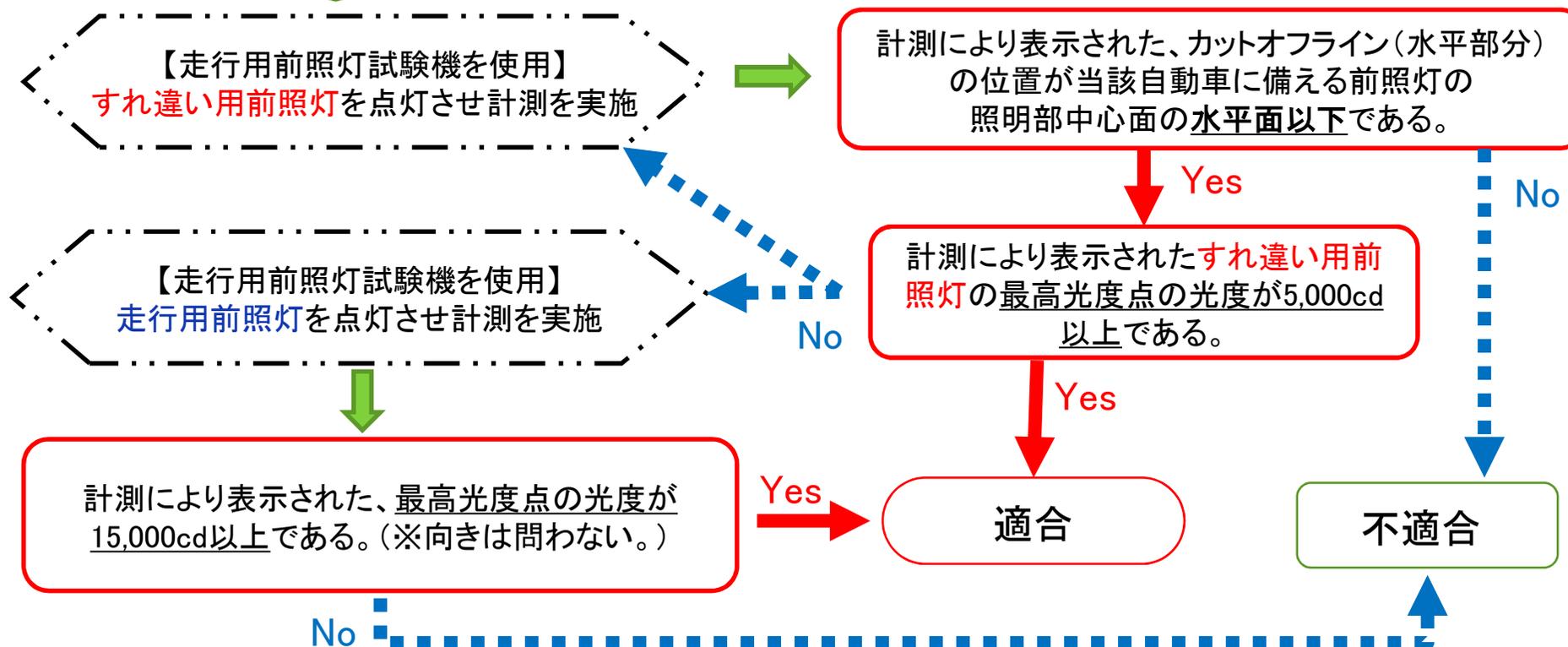
中部 P 100

前照灯審査の別(走行用・すれ違い用)

(令和2年10月1日(UN R98・112・113適合車は平成27年6月1日)以降に製作された自動車)

すれ違い用前照灯による場合

※必ず検査官に申し出てください



ロービーム照射による前照灯の審査の際は、UN R98・112・113の基準に適合していることがわかるマーク※や諸元表などを確認させていただきますので、あらかじめ準備をお願いします。

なお、申告が無い場合にはハイビーム照射による審査を行います。

※：マークは「①文字のいずれかが含まれているか+②矢印のいずれか」が必要です。

①文字 「DC」「C」「HC」「C-BS」「C-AS」  
「DCR」「CR」「HCR」「CR-BS」  
「WC-CS」「WC-DS」「WC-ES」  
「WCR-CS」「WCR-DS」「WCR-ES」

②矢印 ←→ 「左右両方向」  
→ 「ヘッドライトに向かって右方向」



### 1. 道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う改正

#### ○昼間走行灯に係る基準の改正

昼間走行灯を備付け可能な車両に二輪自動車を追加

➤ 二輪自動車に備える昼間走行灯の基準(抜粋)

- 照明部の大きさは、 $25\text{cm}^2$ 以上  $200\text{cm}^2$ 以下
- 灯光の色は、白色
- 光度は、 $1440\text{cd}$ 以下(書面等による審査)
- 原動機が作動している場合に、常に  
走行用前照灯、すれ違い用前照灯 及び 昼間走行灯の  
いずれかが点灯し、夜間に昼間走行灯が自動的に  
すれ違い用前照灯に切り替わる構造であること。  
ただし、光度が $700\text{cd}$ 以下の場合には  
手動で切り替える構造でもよい。(書面等による審査)

### ○車幅灯及び側方反射器に係る基準の改正

令和5年9月1日以降に製作される二輪自動車に義務付け

- 二輪自動車に備える車幅灯の基準(抜粋)
  - ・ 照明部の大きさは、15cm<sup>2</sup>以上
  - ・ 灯光の色は、白色又は燈色
  - ・ 個数は、2個(白色の場合は1個でも良い)
  - ・ 照明部の上縁の高さは1200mm以下、下縁の高さは350mm以上

- 二輪自動車に備える側方反射器の基準(抜粋)
  - ・ 反射部の大きさは、10cm<sup>2</sup>以上
  - ・ 反射光の色は、燈色(赤色でも良い)
  - ・ 反射部の上縁の高さは900mm以下、下縁の高さは300mm以上
  - ・ 反射光の色が赤色の場合は、後方に照射しないこと

○近接排気騒音の測定方法の明確化(相対値規制適用車)

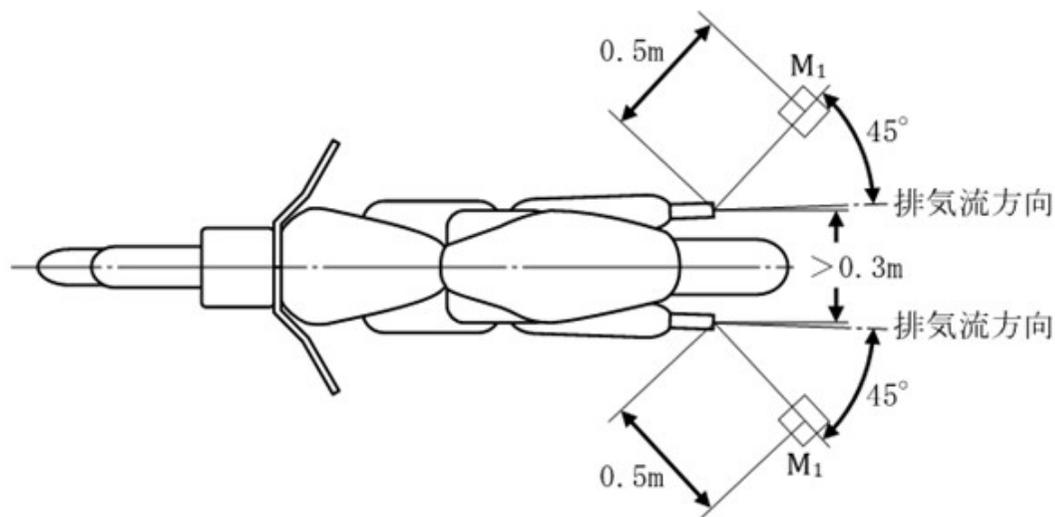
① 排気管の開口部が複数ある二輪自動車及び側車付二輪自動車

・排気管の基準点の間隔が0.3mを超える場合

⇒ それぞれの排気管の開口部に対してマイクロホンを設置

・排気管の基準点の間隔が0.3m以下の場合

⇒ 最も後方、外側、上方の排気管の開口部に対してマイクロホンを設置

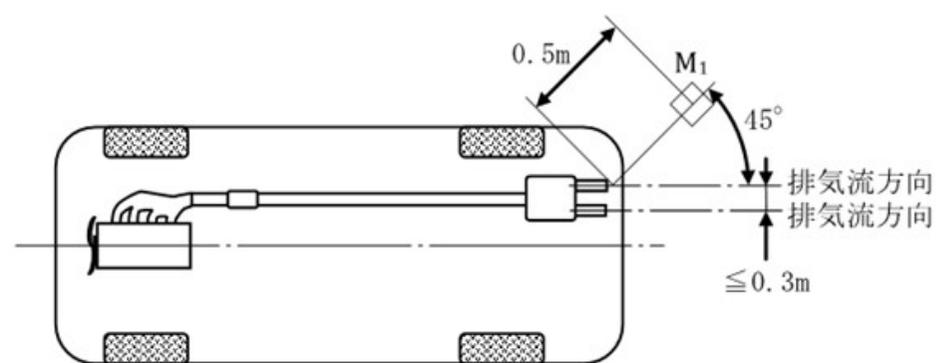
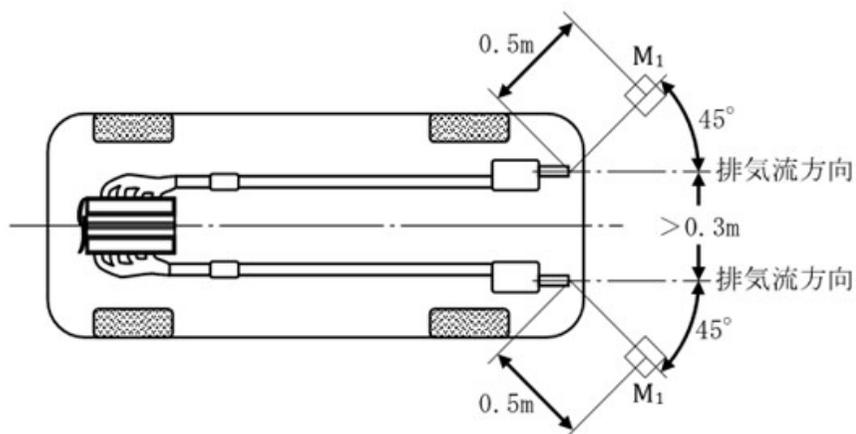


$M_1$  : 排気流の方向を含む鉛直面と外側後方  $45 \pm 10^\circ$  に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の開口部の中心から  $0.5 \pm 0.025\text{m}$  離れた位置

○近接排気騒音の測定方法の明確化(相対値規制適用車)

② ①以外の自動車であって、排気管の開口部が複数ある場合

- ・排気管の基準点の間隔が0.3mを超える場合
- ・複数の消音器があり、それぞれに排気管を有する場合
  - ⇒ それぞれの排気管の開口部を対象としてマイクロホンを設置
- ・排気管の基準点の間隔が0.3m以下の場合(1個の消音器に接続に限る)
  - ⇒ 最も後方、外側、上方の排気管の開口部を対してマイクロホンを設置



M<sub>1</sub> : 排気流の方向を含む鉛直面と外側後方 45±10° に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の開口部の中心から 0.5±0.025m 離れた位置

### ○近接排気騒音の測定方法の明確化(相対値規制適用車)

過回転防止装置の作動により  
 原動機の回転数が下表の回転数に達しないものについては、  
 過回転防止装置が作動する回転数の95%の回転数±100min<sup>-1</sup>{rpm}を使用する。  
 ただし、アイドル時にペダル操作で任意の回転数に調整できない場合は、  
 過回転防止装置が作動する回転数を使用する。

区分	原動機回転数
① 原動機の最高出力時の回転数が毎分 7500 回転以上の自動車	最高出力時の回転数の 50%の回転数
② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるもの	
③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超え 7500 回転未満のもの	3750 回転
④ ①から③以外の自動車	最高出力時の回転数の 75%の回転数

#### 過回転防止装置:

無負荷運転状態において原動機の回転数を抑制する装置(エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。)をいう。

## 中部P99

### 2. 新規検査等における事前提出書面審査対象の一部拡大

令和3年4月1日より、

指定自動車等の新車新規検査における

事前提出書面審査対象となる技術基準に以下を追加。

➤ 別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」

➤ 別添53「二輪自動車等の

灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」

灯火器を追加、変更、灯火器まわりの構造を変更した場合、

・多仕様自動車 ⇒ 事前提出書面審査の対象

( 審査前日までに書面決裁が必要 )

・多仕様自動車以外 ⇒ 審査当日に別添52(別添53)の  
適合確認書等の提出が必要

※多仕様自動車:

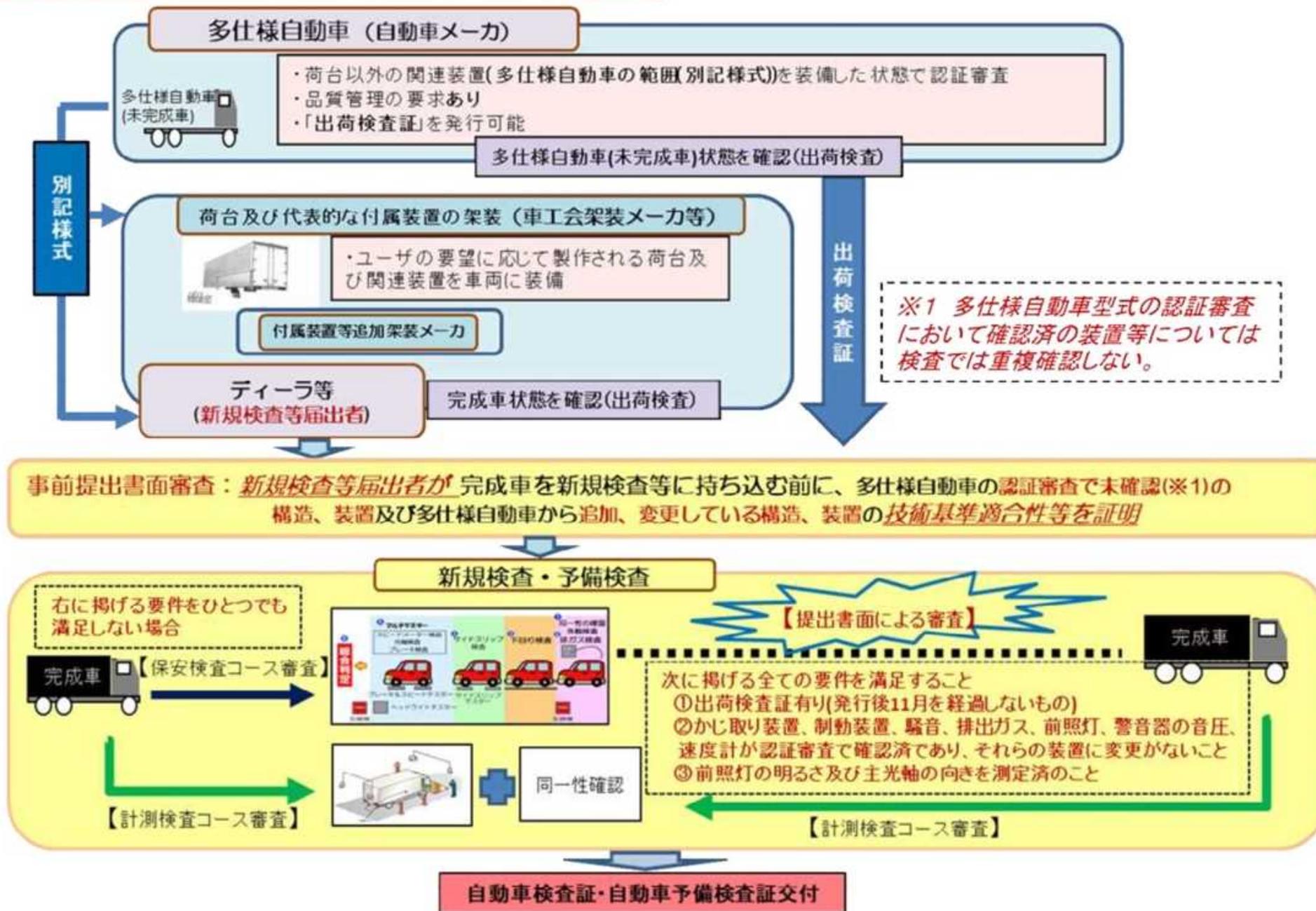
道路運送車両法第75条の2第1項の規定により、

その型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車。

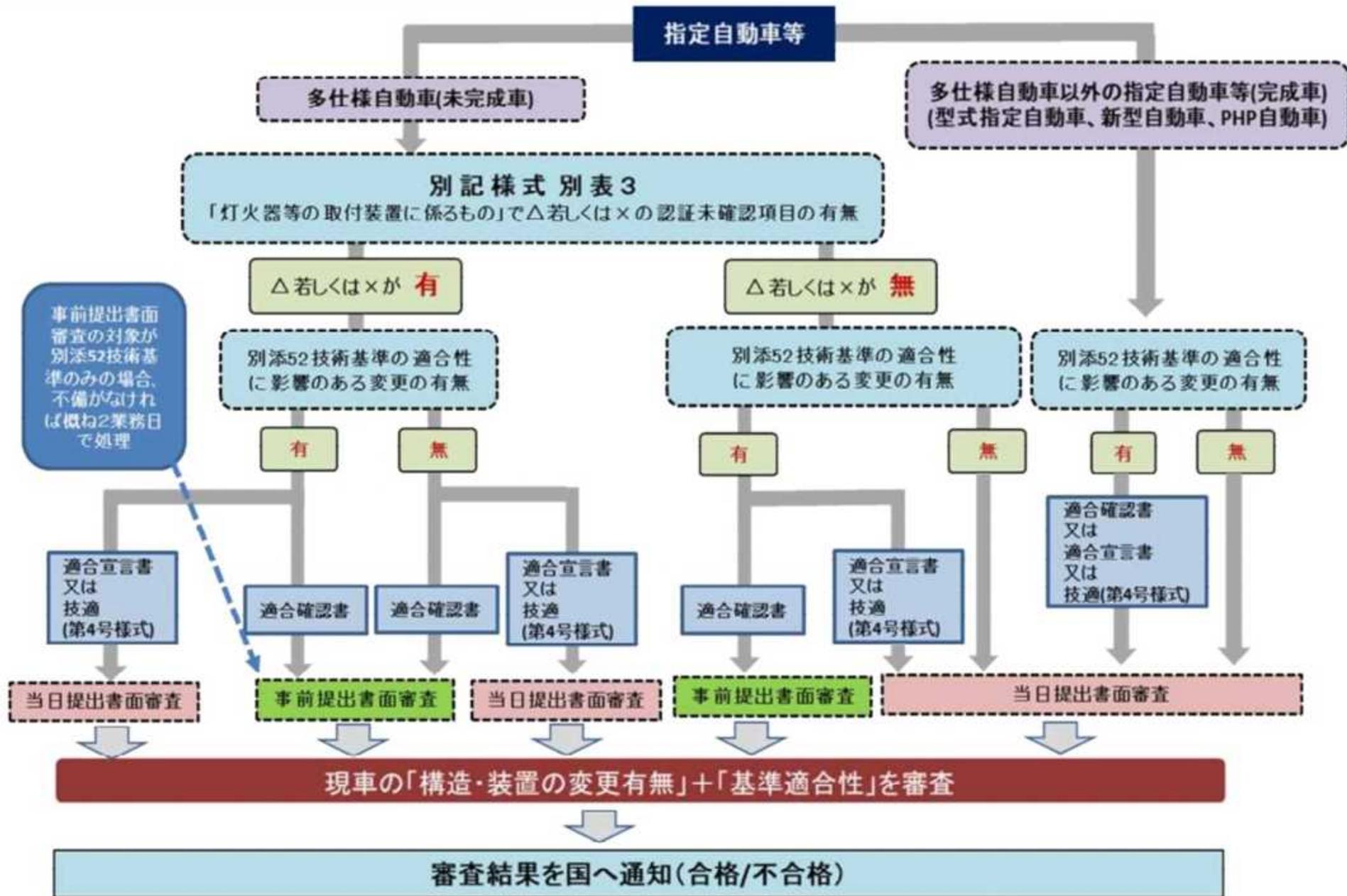
半完成車(いわゆるキャブ付きシャシの状態)で指定を受けているため、

一部の灯火器等の取付位置等は認証審査において審査されていない。

# 審査事務規程 第33次改正 (多仕様自動車の新規検査までの流れ)



# 審査事務規程 第33次改正 (指定自動車等の別添52技術基準に係る審査フロー)



# 新規検査等届出書の届出様式が変更になりました 国土交通省中部運輸局

## 中部 P 1 0 2

新規検査等届出書について、  
令和3年4月以降に届出されるものから次の点が変更になりました。

- ① 新規検査等届出書第1号様式(その1)「その他」欄に「騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無」を追加。
- ② 新規検査等届出書第1号様式(その2)備考欄に「最大安定傾斜角度の書面有無」、「第6-1号様式又は第6-2号様式添付有無」を追加。

第1号様式(その1) (別添2の5.関係)

新規検査	事前審査審査終了時の連絡	事前審査管理番号	受付印
予備検査	要	不要	
構造等変更検査			

**新規検査等届出書**

独立行政法人自動車技術総合機構 印

届出者の氏名又は名称  
住 所  
連絡先(届出責任者の氏名)  
電 話 番 号

型式・類別区分番号

事前審査管理番号

多仕様自動車 出費検査証 発行年月日 年 月 日

完成検査

当該型式

・構造

・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無 : 有 ( ) ・無 ( )

その他

・騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無 : 有 ( ) / 作動回転数 ( rpm) ・無 ( )

備考 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する義務があります。  
なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第165号)に基づき報告、命令を受ける場合があります。(第57条の2、第63条の2、第63条の3関係)  
(日本産業規格 A列4番)

①

第1号様式(その2) (別添2の5.関係)

**新規検査等届出書**

基本情報

届元検査者の氏名又は名称(電話番号)	所在地
車名・型式	車台番号
種別・用途	車体形状

原動機

原動機の型式	総排気量又は定格出力	L	燃料の種類
--------	------------	---	-------

車両寸法

全長	[ ] a	全幅	a	全高	a
荷台内法長さ	a	荷台内法幅	a	荷台内法高さ	a
ホイールベース	a	計算上(ホイール)	a		
「リフトアップ」	a	限度 ( 1/2・11/20・2/3 )	オフセット	a	
同上(荷台内側)	a	≦ 1/2・11/20・2/3	計算上(ホイール)	a	

荷重分布

	前輪(kg)	後輪(kg)	合計(kg)	車体の塗色
車両重量				
前2軸車の補正值	補正 ( )	補正 ( )	補正 ( )	

許容傾斜角度

最大安定傾斜角度	≧ 20°・30°・35°
左	右

タイヤサイズ

前				
後				

タイヤ推奨荷重

前				
後				

タイヤ負荷率

前				
後				

備考

燃料タンク 銀 L L L L L (固定)

最大安定傾斜角度の書面(計算書)添付 有・無

第6-1号様式又は第6-2号様式添付 有・無

二次元コード 表示

二次元コード 表示

二次元コード 表示

②

## 中部P103

### (1) 自動車の検査等関係

#### ◆ 押印等の廃止に伴う見直し等

○政府の規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)

原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。

以下において規定している届出書の押印又は署名を廃止

- 新規検査等提出書面審査要領
- 並行輸入自動車審査要領
- 改造自動車審査要領

(技術基準適合証明書、公的試験機関の試験成績書は除く)

### (2) 自動車の型式の指定等関係

#### ◆ 試験規程の新規追加及び一部改正

## (1) 自動車の検査等関係

### ① 道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う改正

#### ○ 自動車の幅

側面周辺監視装置(側方衝突警報装置、側面の周辺監視装置)は幅に含めない。

#### ○ オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準

車両総重量2.5tから3.5t以下の乗用自動車(乗車定員10人以上のものを除く。)を適用範囲に追加  
【適用時期】 新型車:令和5年9月1日～ 継続生産車:令和11年9月1日～

#### ○ 側面衝突時の乗員保護

座面の高さにかかわらず適用  
【適用時期】 新型車:令和4年7月5日～ 継続生産車:令和6年7月5日～

## 中部P105

### ○ フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準

車両総重量2.8tから3.5t以下の貨物自動車<sup>①</sup>を適用範囲に追加

【適用時期】 新型車:令和9年9月1日～ 継続生産車:令和11年9月1日～

### ○ 後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る基準(UN R153)

専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車<sup>②</sup> 及び  
車両総重量3.5t以下の貨物自動車<sup>③</sup> に適用

【適用時期】 新型車:令和4年9月1日～ 継続生産車:令和6年9月1日～

### ○ サイバーセキュリティシステム、プログラム等改変システム

自動運行装置を備える自動車以外にも適用

【適用時期】

電気通信回線を使用してプログラムを改変する機能を有する自動車

新型車:令和4年7月1日～ 継続生産車:令和6年7月1日～

電気通信回線を使用してプログラムを改変する機能を有しない自動車

新型車:令和6年1月1日～ 継続生産車:令和8年5月1日～

## 中部P105

### ② 審査事務規程に第9章「テスト等による機能維持確認」を新設

第7、8章に装置毎に規定されていた「テストによる審査」の基準を第9章に集約

### ③ 並行輸入自動車の事前審査書面等について明確化

#### ○ 技術基準等宣言書により適合性証明範囲の明確化

- 技術基準の適合性を判断するための書面はどれか？  
検査官の判断に委ねられていた ⇒ 届出者の意思表示(宣言書)

#### ○ WVTAラベル等の審査の厳格化

- FMVSSラベルの偽造事案が複数発生⇒真正性確認方法を強化
- 偽造が判明した場合は警察へ通報するなど、厳正に対処

WVTAラベル等：WVTAラベル(プレート)、FMVSS(CMVSS)ラベル

## 中部P105・106

### ○ 技術基準等の適合性を証する書面の統一化

「指定自動車等の構造・装置と同一構造・同一位置」であることを示す資料は、自動車製作者等から入手した書面であることを明確化

### ○ 「指定自動車等と関連」と判断するための資料の明確化

並行輸入自動車に「型式」を付与する条件(二輪自動車等以外)

従前 : 「種別」、「用途」、「車体の外形」、「車枠」、「軸距」が指定自動車等と一致  
改正後: 従前の取扱い+自動車製作者等による資料

自動車製作者等:

自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸入することを業とするもの。

## (2) 自動車の型式の指定等関係

### ○ 試験規程の新規追加及び一部改正 など

## 中部P108

第35次改正に伴い、並行輸入自動車届出について、  
令和3年7月以降に届出されるものから、次の点が変更になりました。

- ①並行輸入自動車届出書の様式の変更
  - ・第1号様式(その2)の変更
  - ・乗用、貨物、二輪など5つに分かれていた様式を統合  
(旧第2～6号様式 → 新第2号様式)
- ②技術基準等宣言書(第6号様式)を追加
  - ・技術基準への適合性を証する書面について届出者が意思表示
- ③座席ベルト非装着時警報装置構造確認書(第8号様式)を追加
  - ・保安基準適用年月日が令和2年9月1日以降の  
乗用自動車及び貨物自動車に適用

## 中部P112

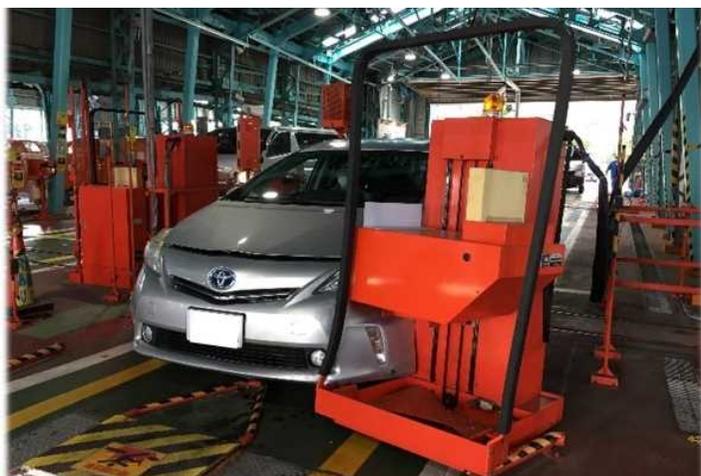
検査場内における受検者の運転操作ミスによる**事故が多発**しています。

検査コース内での運転操作は、**落ち着いて確実に**行ってください。

### ◆ 運転操作ミスによる玉突き事故の例(令和2年7月発生)

ブレーキ検査を実施していた車両が**ブレーキとアクセルを踏み間違え**、前方でヘッドライト検査を行っていた車両に激しく追突し、押し出された車両がヘッドライト・テストを破損させた。

#### 【 ヘッドライト・テストの損傷 】



✓修理費 : 約1,000万円

✓修理期間: 約3ヶ月以上

✓その他 車両修理代(2台分)

## ◆令和元年度の事故件数(原因別)

受検車両の不具合

9件  
(8%)

機構職員の不注意

32件  
(27%)

78件  
(65%)

受検者の運転操作ミス

・令和元年度に全国で検査中に発生した事故は**全119件**であった。

・「受検者の運転操作ミス」による事故が全体の**約7割合**となっています。

(例)

- ✓ ブレーキとアクセルの踏み間違い
- ✓ ギヤをD(ドライブ)に入れたままの降車
- ✓ 操作ミスによる審査機器との衝突

## 死亡事故が発生しました

～ 昨年度の事例 ～

令和2年8月、近畿検査部管内の自動車検査登録事務所の敷地内において、受検車両（大型ダンプ）の運転者が、ダンプ荷台とフレームの間に挟まり死亡した。

～ 中部検査部管内での事例 ～

平成24年11月、検査コース入口において、再検査のため再入場待ちの大型トラックの運転者が、同行した受検補助者が当該大型トラックの底部に潜って点検等の作業中であったことに気付かずに当該トラックを前進させ、同受検補助者が前輪で轢かれ、死亡した。

## 敷地内での整備は絶対に行わないでください！！

**審査事務規程4-1 敷地等における秩序維持等**

(1)⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。

# 事故防止



職員が挟まれている

原動機型式確認時にキャビンが落下

キャビンを上げる際には、必ずロックを確認！

# 事故防止



- ✓ アクセルとブレーキの踏み間違いに注意！
- ✓ 降車時はギア位置と駐車ブレーキを確認！
- ✓ 排ガス検査時など、検査コース内で他の車両の動線上に立たない！
- ✓ 後退時は検査員の指示に従って、車両後方をしっかり確認！
- ✓ 待機時は前方車両と距離を確保！

「事故を起こさない」だけでなく、  
「事故に巻き込まれない」意識を！



項目は以上ですお疲れ様でした。

---



**国土交通省中部運輸局 岐阜運輸支局**